

杉並区男女共同参画行動計画

～誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち～

— 令和4年度～令和12年度 —

進捗状況調査報告書

(案)

(令和6年度実績)

令和8年〇月

杉並区

杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る
思いやりの心をもとに
男女が 性別を超え 世代を超え
互いに個性や能力を尊重し
さまざまな分野に参画し
心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ
平等と平和の輪を広げるため
杉並区は
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日



はじめに

杉並区では「杉並区男女共同参画行動計画（令和4年度～令和12年度）」（以下「行動計画」という。）を令和4年5月に改定し、「誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち」を基本理念として5つの取組方針を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

行動計画では、5つの取組方針の下に掲げられた16の取組項目及び52の事業を、性別にかかわらず平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくジェンダー平等の視点を重視して取りまとめています。

各事業の進捗状況については、毎年度調査を実施し、報告書を公表しています。区担当課に対する調査の結果に基づき区の男女共同参画に関する施策の府内推進組織である「杉並区男女共同参画推進会議」が評価・検証を行い、杉並区男女共同参画推進区民懇談会からのご意見、区の考え方を合わせて今年度の報告書を作成しました。

区では、各事業の着実な推進と実行性の確保を図り、行動計画のさらなる推進に取り組みます。引き続き、区民の皆様をはじめ関係する方々のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和8年〇月

杉並区区民生活部男女共同参画担当

目 次

1 行動計画の概要

(1) 計画の位置付け	1
(2) 計画期間	1
(3) 計画の推進体制と進捗管理	1

2 進捗状況調査の概要

(1) 調査の目的	2
(2) 調査の概要	2
(3) 報告書の見方	3

3 行動計画の体系

取組方針・取組項目・事業体系	5
----------------------	---

4 取組項目の指標達成状況一覧

取組項目の指標と実績	7
------------------	---

5 各取組の進捗状況（担当課評価）

(1) 取組方針 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する	
取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進	8
取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実	11
取組項目③ 介護者支援の充実	26
取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進	30
取組項目⑤ 就労支援の充実	36
(2) 取組方針 2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する	
取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進	40
取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進	43
取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進	46
(3) 取組方針 3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する	
取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発	50
取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発	56
(4) 取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	
取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供	59
取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実	63
取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化	68
(5) 取組方針 5 女性の健康と生活の困難を支援する	
取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実	76
取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり	79
取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実	84
(6) 計画の推進に向けて	86

6 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

主な意見とそれに対する区の考え方	92
------------------------	----

7 参考資料

(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計	94
(2) 杉並区における意思決定過程への女性参画状況	96

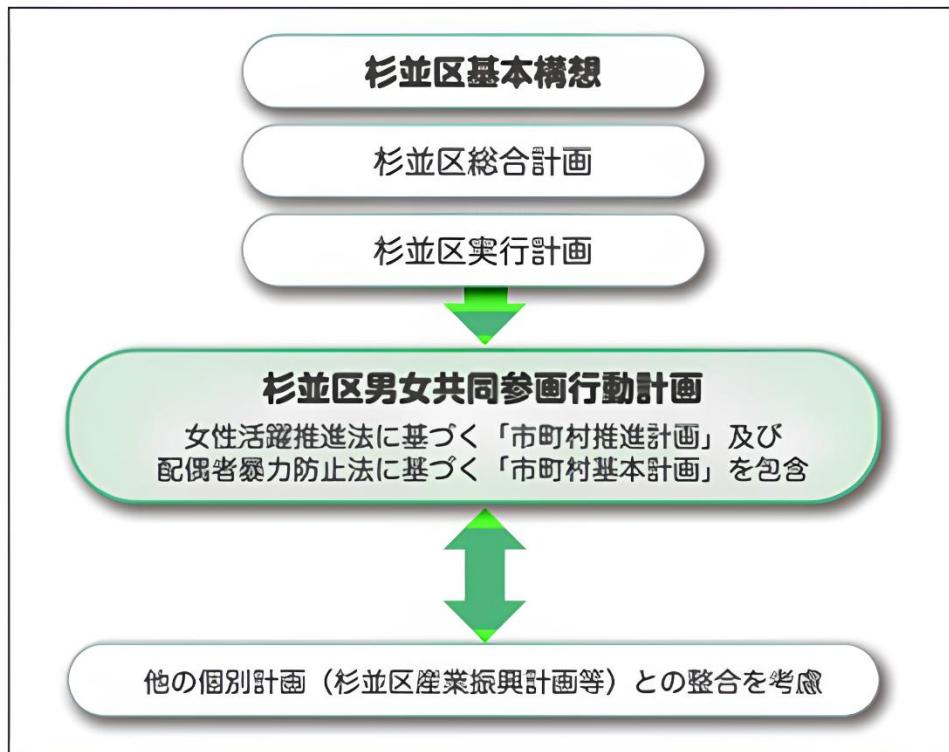
1 行動計画の概要

(1) 計画の位置付け

○行動計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画として、男女共同参画社会の実現に向けた区の基本理念や取組方針と具体的な取組内容等を総合的・体系的に示すもので、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画行動計画」となります。

○また、行動計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含するものとしています。

【計画の位置付け】



(2) 計画期間

○令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間です。

○なお、上位計画である「杉並区総合計画」の改定等を踏まえて、所要の改定・見直しを行っていきます。

(3) 計画の推進体制と進捗管理

○行動計画の推進にあたっては、区の男女共同参画に関する施策の府内推進組織である「杉並区男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）のもと、各事業の進捗状況の評価・検証を行います。また、杉並区男女共同参画推進区民懇談会から、意見を聴取します。

○各事業の進捗状況調査の結果は、報告書を作成し、毎年度公表します。

○行動計画の指標の達成度は、3年毎に実施する「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」で測ります

2 進捗状況調査の概要

（1）調査の目的

○行動計画を推進し、各事業の着実な推進と実効性の確保を図るため、その取組状況について各担当課の自己評価を調査し、報告書を公表します。

（2）調査の概要

①取組項目の点検・評価

○取組項目の点検は、行動計画で設定されている3年毎の指標への達成度から進捗状況を測ることで行います。

○取組項目の評価は、点検した内容を踏まえて成果、課題及びその分析をとらえて行い、そこから見いだされる次年度以降の方向性と改善策を合わせて記載します。

②事業の点検・評価

○事業の点検は、各事業の毎年度設定される計画に対する実績への達成度から進捗状況を測ることで行います。

○事業の評価は、点検した内容を踏まえて成果、課題及びその分析をとらえて行い、そこから見いだされる次年度以降の方向性と改善策を合わせて記載します。

(3) 報告書の見方

①取組項目の点検・評価

取組項目名 ○○○○○○○○○ (取組項目を構成する事業数)

指標	令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
※指標名	計画	※「令和6年度から令和12年度の計画値」		
	実績	※「行動計画改定時・令和6年度の指標の実績値」		

(1) 成果と課題・分析

※取組項目について、指標の達成状況等を踏まえ、成果や課題を記載

(2) 取組項目の今後の方向性・改善策

※取組項目について、今後の方向性・改善策を記載

②事業の点検・評価

事業No.	事業名	担当課
-------	-----	-----

(1)事業の概要

※事業の概要を記載

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
※指標名	計画	※「令和4年度から令和7年度の計画値」			
	実績	※「令和4年度から令和6年度の実績値」			

(3)令和6年度の成果と課題・分析

※令和6年度の事業実施によって得られた成果、課題及びその要因等を記載

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	※下記から選択
※令和7年度以降の事業の方向性や改善策を記載	

【事業の方向性は以下のとおり設定しています。】

事業の方向性	説明
拡充	事業規模や内容等の拡大・充実を図り、これまで以上の成果を目指す。
見直し	現在の事業規模や内容等を検証し、より効果的・効率的な事業実施を目指し手段や方法等の見直しを図る。
現状維持	現在の事業規模や内容等で十分な効果が得られているため、その成果を維持しつつ引き続き実施する。
その他	上記にあてはまらないもの。(事業の廃止、事業統合等)

3 行動計画の体系

基本理念 誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち

取組方針・取組項目	No.	事業名	掲載ページ
取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する			
取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進	1	男性の家事・育児支援講座	9
	2	パパと遊ぼう	10
	再掲	(No.3 の一部) 出産育児準備教室	13
取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実	3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	12
	4	産後における母子支援の充実	15
	5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	16
	6	地域における子育て支援体制の充実	20
	7	保育施設等の整備・充実	22
	8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	23
	9	学童クラブの整備・充実	25
	再掲	(No.49) 特定不妊治療費の助成	81
	再掲	(No.50) 不妊相談	82
	10	家族介護者支援事業の充実	27
取組項目③ 介護者支援の充実	11	介護における心の相談	28
	12	ダブルケア等の支援	29
	13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	31
取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進	14	事業所への働き方改革に関する情報提供	32
	15	子育てを応援する企業・事業者の取組推進	33
	16	総合評価方式による入札	34
	17	一般事業主行動計画の策定等支援	35
	18	女性の再就職支援の推進	37
取組項目⑤ 就労支援の充実	19	創業支援	38
	20	ひとり親の就業支援	39
取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する			
取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進	21	区役所における女性活躍の推進	41
	22	事業所における女性活躍の推進	42
取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進	23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	44
	24	多様な区民参加手法の推進	45
取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進	25	地域防災における男女共同参画の推進	47
	26	防災会議における男女共同参画の推進	48
	27	女性のための防災講座	49

取組方針・取組項目	No.	事業名	掲載ページ
取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する			
取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発	28	男女平等推進センター啓発講座	51
	29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	52
	30	男女共同参画啓発事業	53
	31	性的少数者に対する理解の促進	54
	32	地域団体への男女共同参画の意識づくり	55
取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発	33	学校における男女平等教育の推進	57
	34	教職員に対する人権教育研修	58
取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する			
取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供	35	配偶者等暴力防止啓発活動の推進	60
	36	若年層に対する暴力防止教育の推進	61
	37	女性のための犯罪被害防止講座	62
取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実	38	DV 専用ダイアル	64
	39	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	65
	40	母子・女性・家庭相談	66
	41	子どもと家庭の相談	67
取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化	42	配偶者暴力相談支援センターの運営	69
	43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置	70
	44	母子生活支援施設への入所等支援	74
	45	各種関係機関・府内関係各課との連携	75
取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する			
取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実	46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	77
	47	ひとり親家庭相談	78
取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり	48	心の健康づくりの推進	80
	49	特定不妊治療費の助成	81
	50	不妊相談	82
	51	子宮頸がん・乳がん検診	83
取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実	52	男女平等推進センター相談事業	85
計画の推進に向けて			
	1	特定事業主行動計画の推進	86
	2	在宅勤務型テレワークの推進	87
	3	ハラスメント防止体制の推進	88
	4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	89
	5	性的少数者に対する理解の促進	91

4 取組項目の指標達成状況一覧

取組項目	指 標	行動計画 改定時	R6 計画値	R6 実績値
取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する				
1 男性の家事・育児への参画の促進	家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	25.7%	40.0%	24.0%
2 安心して出産と子育てができる環境の充実	子育てが地域に支えられていると感じる人の割合 (区民意向調査)	74.5%	79.0%	73.8%
3 介護者支援の充実	今後も在宅での介護を続けていけると思う人の割合 (区民意向調査)	87.9%	90.0%	75.6%
4 誰もが働きやすい職場づくりの推進	区内事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	53.2%	65.0%	52.6%
5 就労支援の充実	就労支援センターの利用により就職が決定した人数 (担当課調査)	465 人	850 人 以上	579 人
取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する				
6 事業所における女性登用の積極的推進	区内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	25.4%	27.0%	26.1%
7 意思決定過程への女性の参画促進	区の審議会等における女性委員の登用割合 (担当課調査)	36.3%	40.0%	37.6%
8 男女共同参画に配慮した防災対策の推進	区の防災対策において女性の視点が生かされていると感じる人の割合 (担当課調査)	—	70.0%	51.0%
取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する				
9 区民・地域に対する男女共同参画の啓発	社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	8.0%	30.0%	9.4%
10 学校教育における男女共同参画の啓発	いまの学校のみならず、協力して、全員が通うことが楽しくなる学校をつくれると思う児童・生徒の割合 (区立学校の児童・生徒を対象としたWEB調査による(杉並区「意識・実態調査」)) ※	—	60.0%	61.2%
取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する				
11 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供	DVに対する区民の認識(「大声で怒鳴る」行為をDVと認識している区民の割合) (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	85.1%	88.0%	88.2%
12 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実	DV被害者が公的機関に相談した割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	19.5%	30.0%	20.7%
13 配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化	DV被害を誰かに相談した被害者の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	21.4%	24.0%	21.3%
取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する				
14 ひとり親家庭支援の充実	ひとり親家庭の相談件数 (担当課調査)	5,330 件	5,000 件	4,017 件
15 女性がいきいきと暮らせる健康づくり	杉並区女性の65歳健康寿命 (東京保健所長会方式)	86.7 歳	87.3 歳	86.7 歳
16 女性の生活に関わる相談体制の充実	男女平等推進センター一般相談件数 (担当課調査)	822 件	900 件	710 件

※指標の調査項目・調査方法を行動計画改定時から変更している(P56 参照)

5 各取組の進捗状況（担当課評価）

（1）取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する（20事業）

〈基本的な考え方〉

依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。

取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進（2事業＋再掲1事業）

指 標	令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	計画	40.0%	45.0%	50.0%
	実績	25.7%	24.0%	

（1）成果と課題・分析

「男性の家事・育児への参画の促進」に向けた取組として、男女平等推進センター啓発講座において、「男性の家事・育児支援講座」を実施した。この講座では、男性を対象とした料理教室や、夫婦間での家事・育児の分担について考える講座など、令和4年度から令和6年度にかけて計7回の講座を開催し、延べ289人の区民が参加した。また、区内全ての子ども・子育てプラザで、主に土曜日と日曜日に「パパと遊ぼう」を開催し、父親と乳幼児を対象にした遊びのプログラムを実施した。令和4年度には全5施設で計5,279人が参加し、その後施設が増加したことに伴い、令和6年度には全7施設で実施し、計8,898人の区民が参加した。さらに、出産育児準備教室は、平日に加え、休日やオンラインでも実施した。講座の最後には、出産後の集いの場所として子ども・子育てプラザを紹介するなど、受講内容の充実に努めてきた。

しかし、指標「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「区調査」という。）における「家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合」の令和6年度の実績値は、令和3年度と比較して1.7ポイント低下した。指標を年齢別でみると、多くの年代では数値が20%代にとどまる一方、30代では32.2%と比較的高い数値を示している。また、区調査によると、男性の育児休業取得率は令和3年度の28.7%から令和6年度には61.3%と大幅に上昇しており、子育て世代における男性の家事・育児への参画は着実に進んでいることが確認できる。しかし、東京都の令和5年度「男性の家事・育児実態調査」によると、約8割の男性が家事・育児分担に「満足」と回答する一方、半数以上の女性は「不満」を感じており、夫婦間における家事・育児分担に対する認識のギャップが浮き彫りとなっている。

これらのことから、男性の家事・育児へのさらなる参画に向けて、夫婦双方が家事・育児の知識やスキルを習得することに加え、家事・育児分担に対する認識を共有できるよう夫婦間のコミュニケーションを促していくことが必要と考えられる。

（2）取組項目の方向性・改善策

男女平等推進センター啓発講座において、男性の家事・育児への参画に関するこについてテーマとした講座を企画・運営する団体を継続して募集する。また、「パパと遊ぼう」では、土・日曜日に限らず平日にも父親が参加しやすいプログラムを展開し、引き続き家族ぐるみでの利用を促進する。さらに、出産育児準備教室においては、受講内容の充実に努め、受講率の向上を目指していく。

これらの取組を通じ、男性の家事・育児への参画の促進に向けた取組を継続する。

1	男性の家事・育児支援講座	男女共同参画担当
---	--------------	----------

(1)事業の概要

男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座数	計画	①2講座 ②120人	①3講座 ②214人	①2講座 ②112人	①1講座 ②72人
	実績	①2講座 ②76人	①3講座 ②131人	①2講座 ②82人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

地域団体等の企画・運営により、「子どもと一緒に！お父さんのための時短メシ」と「家事育児対話カードゲーム『みんなのカジーカジー』」の2講座を開催した。「お父さんのための時短メシ」は、定員を超える申込みがあり、参加者からは「家事や育児の時間が増えた」「子どもと一緒に過ごす時間が増えたことで一緒に寝てくれるようになった」といった感想が寄せられた。また、「家事育児対話カードゲーム」では、ゲームを通じて夫婦間の家事や育児の分担を見直すきっかけとなり、「今後に活かせそう」との声が寄せられた。一方で、募集定員に満たない講座もあり、必要とする方に受講していただけるよう、周知方法等の工夫が必要である。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
引き続き、男性の育児参加を促進するための知識を学ぶ講座や、料理教室等の実践的な講座の開催を通じて、男性の家事・育児への参画を促す。また、区広報、チラシ、区内掲示板、LINE等の多様な広報媒体を効果的に活用し、講座の周知を図ることで、より多くの方に参加していただけるよう努める。	

2	パパと遊ぼう	児童青少年課
---	--------	--------

(1)事業の概要

子ども・子育てプラザにおいて、家族ぐるみの利用と父親の育児参画の促進を図るため、土・日曜日の事業として「パパと遊ぼう」を実施する。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「パパと遊ぼう」の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(3)令和6年度の成果と課題・分析

子ども・子育てプラザ全7所において、通年で、土・日曜日を中心に父親と乳幼児を対象とした事業を開催した。当該事業の年間の参加者数は延べ8,898人で令和5年度の8,621人と比較して微増となった。また、事業を開催していない日に、父子で子ども・子育てプラザを訪れるケースも多く見られるようになり、父親が乳幼児を連れてプラザに遊びに行くということが徐々に定着してきている。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
本事業を継続して実施していくとともに、子ども・子育てプラザで行うその他の事業でも父親の参加を促していく。また、今後は父子で遊ぶということだけではなく、乳幼児親子同士のつながりを作れるような企画を通じて、父親の育児参画の更なる促進を図っていく。	

【再掲】	事業 No3の一部 出産育児準備教室(P13)	地域子育て支援課 保健サービス課
------	-------------------------	---------------------

取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実（7事業+再掲2事業）

指 標		令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
子育てが地域に支えられていると感じる人の割合 (区民意向調査)	計画		79.0%	82.0%	85.0%
	実績	74.5%	73.8%		

（1）成果と課題・分析

「安心して出産と子育てができる環境の充実」に関して、これまで、子ども家庭部を中心として、出産・子育て環境の支援の充実に取り組んできた。

地域子育て分野では、ゆりかご面接や産後ケア事業などの実施を通じ、妊娠から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ったほか、一時預かり事業等による子育てを地域で支え合う仕組みづくり等を推進してきた。

保育分野では、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現することができたほか、障害児保育や病児保育の充実など多様なニーズに対応した保育サービスの推進に取り組んできた。

学童クラブの整備・充実では、学童クラブの待機児童を解消するため、小学校内への学童クラブの整備及び第二学童クラブの整備により学童クラブの受入枠拡大を図ったほか、令和6年度から全学童クラブにおいて医療的ケアが必要な児童の受入れを開始した。

その結果、令和6年度には、「今度もこの地域で子育てをしたいと思うと回答した親の割合」（乳幼児健康診査時アンケート）は97.6%、保育所利用者の満足度は93.6%、学童クラブ利用者の満足度は95.5%（いずれも福祉サービスの第三者評価による）となるなど、一定の評価を確認することができた。一方、指標「子育てが地域に支えられていると感じる人の割合」は、令和6年度の計画値である79.0%には達していない状況であることから、引き続き、安心して出産と子育てができる環境の充実に向け、取組をより一層進めいく必要がある。

（2）取組項目の方向性・改善策

地域子育て分野では、引き続きゆりかご事業やその他の支援事業を効果的に組み合わせ、出産や子育てに関する身体的、精神的及び経済的負担の軽減に取り組み、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図っていく。

保育分野では、引き続き障害児保育や病児保育の充実を図るなど、乳幼児期における多様なニーズに応じた保育サービスを推進する。

学童クラブの整備については、この間の小学校児童数や共働き家庭の増加を踏まえると、今後も学童クラブの需要は一定期間、増加していくことが見込まれるため、学童クラブ受入枠の拡大に向けた検討を進めるとともに、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、放課後等居場所事業の全校実施や事業充実等、学童クラブ待機児童の受け皿にもなる取組を着実に進めるなど、待機児童の解消のため、あらゆる視点での対策を講じていく。

これらの取組を通じ、男性の主体的な家事・育児参画を促すための機運の醸成と支援を一層進め、女性の家事・育児時間の減少や社会に参画するための時間を創出するとともに、男女が仕事と生活を両立することに資するよう、「安心して出産と子育てができる環境の充実」の取組を着実に推進していく。

3	安心して妊娠・出産できる環境の整備 ①ゆりかご面接	地域子育て支援課 保健サービス課
---	------------------------------	---------------------

(1) 事業の概要

全妊婦を対象に、保健師等の専門職が面接を行い、心身の状況や家庭の状況等に応じた区のサービス等を盛り込んだ支援プランを作成し、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行う。

(2) 計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ゆりかご面接を受けた妊婦の数	計画	4,151人	3,960人	4,009人
	実績	4,128人	3,958人	4,013人

※計画値は妊娠届出者数、実績値はゆりかご面接実施数を掲載（令和6年度は年度を超えて実施した面接を含むため、実績値が計画値を上回っている）。

(3) 令和6年度の成果と課題・分析

ゆりかご面接は、妊娠の届出をした妊婦を対象に助産師・保健師等の専門職が面接し、相談等の支援を行っている。平日に加え、土曜日にも定期的に面接を行い、さらに、オンライン面接の機会も設けることで、すべての妊婦と面接を実施した。

(4) 令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
ゆりかご面接の実施率は過去5年の実績をみても98%以上の高い水準で推移している。引き続きゆりかご面接での情報提供や相談対応を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図る。	

3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	地域子育て支援課 保健サービス課
	②出産育児準備教室	

(1)事業の概要

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
パパママ学級受講率 (受講者実人数÷2)÷妊娠届を提出した初産の妊婦のうち出産まで区民だった妊婦)※	計画	56.0%	57.0%	57.0%	55.0%
	実績	61.6%	60.4%	60.4%	

※令和5年度までの受講率は、受講者実人数÷2÷第1子出生数により算出。令和6年度実績から、上述の算出方法に変更。

令和4年度：受講者実人数：2,642人 第1子出生数：2,145人

令和5年度：受講者実人数：2,512人 第1子出生数：2,079人

令和6年度：受講者実人数：2,482人 妊娠届を提出した初産の妊婦のうち出産まで区民だった妊婦：2,054人

(3)令和6年度の成果と課題・分析

出産育児準備教室は、平日に加え、休日やオンラインでも実施している。また、講座の最後には、子ども・子育てプラザを紹介し、出産後の集いの場所として周知を図るなど一部内容も見直し、受講内容の充実に努めた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
今後も受講内容の充実に努め、受講率の向上を目指す。	

3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	地域子育て支援課 保健サービス課
	③妊産婦健康診査等	

(1)事業の概要

妊産婦及び乳児の死亡率の低下や障害予防に役立てるため、妊産婦健康診査を実施する。また、妊娠中の歯と口腔の保持増進を図る妊婦歯科健康診査と、産婦の身体的・精神的な健康の保持を目指した産婦健康診査を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊婦健康診査受診率 (1回目受診者数÷受診票交付者数)※	計画	96.5%	96.5%	96.5%	96.5%
	実績	96.1%	95.5%	94.5%	

※ 令和4年度：1回目受診者数：3,990人 受診票交付者数：4,151人
 令和5年度：1回目受診者数：3,782人 受診票交付者数：3,960人
 令和6年度：1回目受診者数：3,789人 受診票交付者数：4,009人

(3)令和6年度の成果と課題・分析

妊婦健康診査受診票の交付者数は例年減少傾向にあったが、令和6年度は令和5年度の3,960人から4,009人へと微増した。また、妊婦健康診査の件数も、令和5年6月に交付枚数を1回分から4回分へ拡充したことに伴い、令和6年度は令和5年度の58,674件から62,446件へと増加した。さらに、令和6年12月から、低所得妊婦等を必要な支援につなげるため、初回産科受診料の費用助成事業を開始した。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
産婦健康診査は平成23年度から区独自の制度として開始した。受診時には区が交付する受診票を使用し、区内の指定医療機関等で受診が可能であった。そのため、区外の医療機関等で産婦健康診査を受診する場合は助成が適用されず、自己負担が必要となっていた。産婦健康診査の利便性向上のため、令和8年度からは自治体の区域を超えて、都内の医療機関で共通の受診票を使用できる仕組みが検討されている。現在、東京都と関係機関で協議が進められており、区でも準備を進めている。	

4	産後における母子支援の充実	地域子育て支援課 子ども家庭支援課 保健サービス課
---	---------------	---------------------------------

(1)事業の概要

母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、心身の不調や育児不安がある母子を対象に支援する「産後ケア事業」を実施する。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画	—	—	—	—
産後ケア事業 要支援家庭産後ケア事業 利用者数（延）	実績	<u>産後ケア事業</u> 宿泊型：256人 日帰り（個別）：449人 日帰り（少人数）：905人 <u>要支援家庭産後ケア事業</u> ショート：40人 デイ：232人 母子訪問：766人	<u>産後ケア事業</u> 宿泊型：411人 日帰り（個別）：758人 日帰り（少人数）：698人 <u>要支援家庭産後ケア事業</u> ショート：26人 デイ：252人 母子訪問：443人	<u>産後ケア事業</u> 宿泊型：573人 日帰り（個別）：1,601人 日帰り（少人数）：456人 <u>要支援家庭産後ケア事業</u> ショート：41人 デイ：112人 母子訪問：572人

(3)令和6年度の成果と課題・分析

産後ケア事業は、令和6年度から利用可能な月齢を6か月未満から7か月未満に延長し、利用回数を日帰り型については選択制で10回にする等、産後ケア事業利用者のサービス向上に取り組んだ。要支援家庭産後ケア事業は、デイケアの利用者数が減少したが、心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、事業者と連携を図りながら適切な支援を実施した。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
産後ケア事業は、今後もより一層利用者の増加が見込まれる。質の高いサービス提供を維持していくために、国や都の補助金も活用し他自治体の動向も注視しながら、実施施設に対して適正な委託料を検討していく。要支援家庭産後ケア事業は、引き続き、支援が必要な母子を対象に、ショートステイ・デイケア及び訪問による産後ケアを実施し、母体の休養や育児不安の軽減、育児手技の習得等の支援を行う。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 ①ファミリー・サポート・センター事業	地域子育て支援課
---	--	----------

(1)事業の概要

短時間の子どもの預かりや保育園等への送迎等、子育て支援が必要な利用会員と、支援ができる協力会員による相互援助活動を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
援助活動率 (活動回数÷依頼件数)※	計画	100%	100%	100%	100%
	実績	87.2%	87.6%	87.9%	

※ 令和4年度：活動回数：3,229回 依頼件数：3,703回
令和5年度：活動回数：4,354回 依頼件数：4,968回
令和6年度：活動回数：3,457回 依頼件数：3,931回

(3)令和6年度の成果と課題・分析

利用会員は817人、協力会員は232人、及び利用協力会員は1人となり、令和5年度と比べて減少傾向にあるため、新規会員の確保が課題となっている。利用者からは「必要な時に利用できない（マッチングする協力会員がいない）」との声が多く寄せられることから、協力会員の増加を図るため、募集の周知方法等を検討していく必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
安定した事業運営のため、区公式SNSを用いた広報活動を展開し、幅広い年齢層に周知することで、引き続き協力会員の確保に努める。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域子育て支援課
	②訪問育児サポート事業	

(1)事業の概要

0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポートターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問育児サポートー利用人数	計画	200人	150人	150人	150人
	実績	85人	138人	78人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

訪問育児サポートーの利用人数は令和5年度と比較して大きく減少している。紙の案内チラシによる事業周知の機会が減ったことなどが要因として考えられるため、周知の機会を増やすことが課題である。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
当該事業については、利用人数の減少を踏まえ、引き続きすこやか赤ちゃん訪問時の対面による案内や、電子媒体の活用など、周知手段の多様化を進める。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域子育て支援課
	③一時預かり事業	

(1)事業の概要

子育て中の保護者のリフレッシュ等を目的として、乳幼児の一時預かりを実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①一時預かり事業年間延べ利用者数	計画	①16,300人 ②60.0%	①19,000人 ②60.0%	①21,100人 ②60.0%	①21,084人 ②60.0%
②年間利用稼働率 (ひととき保育及び子ども・子育てプラザ内一時預かり事業の年間利用総時間÷年間稼働総時間)※		①17,437人 ②45.6%	①19,092人 ②48.8%	①17,782人 ②48.5%	

※各施設の稼働率を算出しその平均値を記載しているため、以下算出根拠の数値との差異が生じている。

令和4年度：年間利用総時間：75,314時間 年間稼働総時間：165,843時間

令和5年度：年間利用総時間：82,461時間 年間稼働総時間：170,216時間

令和6年度：年間利用総時間：79,383時間 年間稼働総時間：168,840時間

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和6年度は、一時預かり事業全体の延べ利用人数は17,782人（ひととき保育：8,613人、プラザ一時預かり事業：9,169人）となり、稼働率が48.5%と、令和5年度より減少した。稼働率を高める取組として、利用者の利便性向上を図るための利用申込みシステムの導入に向けた調整を行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
令和7年度から一時預かり利用申込みシステムを導入し、空き状況の確認やキャンセル待ち機能により利用枠を有効活用できる仕組みとなった。今後は、区民への利用浸透を図るため、周知徹底と利用促進の取組を進める。また、利用状況のデータを蓄積・分析し、利用希望の偏在やキャンセルの実態を踏まえた改善策を講じ、事業の効率的運営につなげていくことが求められる。さらに、令和8年度からこども誰でも通園制度が開始されることに伴い、既存の一時預かり事業との役割分担や補完関係についてあり方の検討を進める。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域子育て支援課
	④子育て応援券事業	

(1)事業の概要

「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高めることにより、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域をつくることを目的として、民間事業者等が実施する子育て支援のサービスに利用できる「子育て応援券」を区内の妊婦及び就学前の子どもがいる家庭に交付する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子育て応援券交付当該年度利用率 (当該年度中の応援券利用額 ÷ (当該年度中の応援券交付額 + 当該年度4月1日時点での有効期限内の応援券の残額)) ※	計画	35.0%	35.0%	35.0%	45.0%
	実績	31.9%	35.4%	40.9%	

※令和4年度：利用額：164,459千円 交付額：515,305千円
 令和5年度：利用額：153,428千円 交付額：433,905千円
 令和6年度：利用額：271,372千円 交付額：663,430千円

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和6年4月からデジタル化の取組として子育て応援券アプリを導入した。これにより1円単位での支払いや応援券サービス検索が可能となった。また、有償券については、電子申請・キャッシュレス決済を導入するとともに、これまで年3回に限っていた購入時期をいつでも購入できるよう拡充し、利便性の向上を図った。一方で、利用者アンケート等では、操作性や機能に関して改善を求める意見が寄せられていることから、アプリ機能の改善が課題となった。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
利用者アンケート等を通じて、アプリ機能改善等を求める意見が寄せられている。そのため、利用者及び事業者を対象としたアンケート結果等を分析し、デジタル化後の効果検証を行い、操作性や利便性向上を目的としたアプリ機能の改善に取り組む。さらに、デジタル化による利用状況の変化や業務効率化の効果等を定量的に検証し、必要に応じて見直しを図る。	

6	地域における子育て支援体制の充実	地域子育て支援課
	①子どもセンター	

(1)事業の概要

地域の子育て支援情報の提供や、様々な子育て支援サービス・施設の利用に関する相談を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者支援事業実施状況※	計画	19,000 件	19,000 件	19,000 件	19,000 件
	実績	17,320 件	16,651 件	17,329 件	

※利用者支援事業全体数がわかるよう、令和6年度実績から令和5年度までの指標「相談件数（来所者数+電話対応数）」に
出張型利用者支援事業参加者数を加え、指標名を「利用者支援事業実施状況」に変更した。

(3)令和6年度の成果と課題・分析

保健センターなど・子育てプラザと連携を図り、地域の身近な相談窓口として、子育て支援サービスや保育施設等の利用相談・申請受付、情報提供を行うとともに、妊婦や乳幼児親子が集う身近な場所で出張型利用者支援事業を行い、情報提供等を行った（実施回数：306回）。保育施設や子育て支援サービスの利用手続きに電子申請が活用されたこと等により、相談件数（来所・電話）は年々減少傾向にあることから、母子保健事業の場や地域子育てネットワーク等、様々な機会をとらえ、事業の周知を続ける必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
デジタル化の進展等の社会環境の変化や、この間の実績等を踏まえ、より効果的・効率的な実施方法とするため、見直しを行う。	

6	地域における子育て支援体制の充実	児童青少年課
	②子ども・子育てプラザ	

(1)事業の概要

乳幼児親子同士の交流の機会や安全・安心な遊びの場が提供できるよう、子ども・子育てプラザを区内14か所に整備する取組を計画的に進める。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①子ども・子育てプラザ数 ②子ども・子育てプラザ利用者 数（乳幼児親子）	計画	①6所 ②191,000人	①7所 ②239,000人	①7所 ②271,000人	①7所 ②274,000人
	実績	①6所 ②205,806人	①7所 ②260,855人	①7所 ②271,467人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

子ども・子育てプラザ7所の運営を行い、乳幼児親子の居場所に加え、子どもの成長や子育てに関する講座・講習や遊びのプログラムを実施するなど、保護者の子育てを支援することを目的とした事業を行った。国が定めた「はじめの100か月の育ちビジョン」では、乳幼児期の育ちの重要性が掲げられ、地域全体で、乳幼児の遊びと体験、子育て支援の充実を図っていくことが求められており、今後も乳幼児親子の居場所としての機能の充実を図っていく必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和7年1月に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、子ども・子育てプラザは7地域に1所ずつの整備が完了したこと、存置又は整備する児童館でゆうキッズ事業を継続することにより、身近な地域で乳幼児親子の居場所を確保していくことなどを踏まえ、各地域2所ずつの整備を目指すこれまでの考え方を見直し、子ども・子育てプラザ（7所）と児童館を中心に、乳幼児親子の居場所の充実を図っていく。	

7	保育施設等の整備・充実	保育課
---	-------------	-----

(1)事業の概要

歳児別・地域別の保育需要に見合った整備に取り組み、引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所※に入所できる環境を実現する。

※認可保育所…児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①認可保育所整備率 (認可保育所定員数÷就学前児童人口)※	計画	① 一 ② 0人	① 一 ② 0人		
	実績	①62.6% ② 0人	①65.0% ② 0人		

※令和4年度：定員数：14,963人 就学前児童人口：23,899人
令和5年度：定員数：14,895人 就学前児童人口：22,906人

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和5年度の総合計画・実行計画等の改定の際に、令和5年4月に希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現したことを踏まえ、実行計画事業「保育施設等の整備・充実」を廃止している。本計画においても、総合計画・実行計画との整合を図る観点から、令和5年度末をもって当該事業を廃止する。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	その他

8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	保育課
	①障害児保育の拡充	

(1)事業の概要

障害児保育の需要に応えるため、区立保育園の障害児指定園 15 園のほか、私立保育園を含めた障害児の受入れを進めるとともに、医療的ケアが必要な児童の受入れの拡充を図る。

(2)計画と実績

指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①障害児指定園数	計画	①15 園 ②1,850 人	①15 園 ②1,800 人	①15 園 ②1,900 人	①15 園 ②2,200 人
	実績	①15 園 ②1,766 人	①15 園 ②1,862 人	①15 園 ②2,169 人	

(3)令和 6 年度の成果と課題・分析

障害児保育については、令和 5 年度と比較して私立保育園で 5 園増え、104 園（区立保育園 27 園、私立保育園 77 園）で実施し、増加している入所希望に対応した。障害児の状況によって保育施設での受入れが困難なケースがあるため、児童発達支援事業所などの関係機関との連携が求められている。

医療的ケア児の受入れ拡大に向けて、障害児指定園 15 園のうち 2 園について、医療的ケア児の種別や年齢に関わらず受入れを行うため、看護師の採用や備品の購入等の準備を行った。保育施設の利用を希望する医療的ケア児は今後も増加していくと考えられることから、保育環境や人的配置、指導医の確保、看護師のスキル向上等を含めて、医療的ケア児の受入れ拡大のための体制を強化していく必要がある。

(4)令和 7 年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
増加している障害児保育の需要に応えるため、区立保育園は障害児指定園 15 園を中心に、その他の区立保育園や私立保育園で障害のある児童の受入れを行う。また、増加する医療的ケア児については、令和 8 年度から障害児指定園 1 園から 2 園程度を対象に訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れの取組をモデル的に実施し、実施園の拡大に向けて検討する。	

8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	保育課
	②病児保育	

(1)事業の概要

病気等で保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①病児保育施設数	計画	①4所 ②3,391人	①4所 ②3,422人	①5所 ②3,512人	①5所 ②5,014人
	実績	①4所 ②2,971人	①4所 ②3,841人	①5所 ②4,078人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

5所目の病児保育室の開設や手足口病等の流行により、令和5年度に比べ病児保育室延利用者数が237人増加した。区内5か所の病児保育室を運営することで多様なニーズに応じた保育サービスの提供の推進を図った。しかし、現在の設置場所が荻窪、西荻窪地域に集中しているため、病児保育室の新規開設を検討する際は、可能な限り、地域バランスを考慮する必要がある。電子申請による事前利用登録を促進するとともに、予約システムを導入して保護者の利便性の向上を図り、地域バランスを考慮した設置ができるよう区内医療機関や保育園運営事業者への働きかけ等を継続して行うことが必要となる。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
子どもの急病時に仕事等を休むことができない世帯への支援の必要性等に加え、地域偏在の解消や感染症流行期における需要と供給のバランスを踏まえ、区内医療機関や保育園運営事業者への働きかけなどを行い、新たな病児保育室の設置について検討を行う。また、令和6年度から開始した事前利用登録の電子申請についての周知を図り、これまで電話で受け付けていた病児保育の利用については、インターネット上でリアルタイムの空き状況の確認や利用予約を可能とする予約システムを令和7年度中に導入し、保護者の利便性の向上を図る。	

9	学童クラブの整備・充実	児童青少年課
---	-------------	--------

(1)事業の概要

小学校内に学童クラブを整備していくことを基本としながら、小学校に近接する小学生の放課後等の居場所の機能等を移転した後の児童館施設や区立施設等のスペースを有効に活用し、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組む。また、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、学童クラブでの受入体制の充実を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①学童クラブ受入数	計画	①5,432人 ②200人	①6,013人 ②150人	①6,178人 ②100人	①6,244人 ②100人
	実績	①5,860人 ②280人	①6,047人 ②388人	①6,178人 ②512人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

小学校の増築に合わせた校内育成室のほか、第二学童クラブの整備に取り組み、令和7年4月に向けて73人の受入枠の拡大を図ったほか、令和6年度から全学童クラブにおいて医療的ケアが必要な児童の受入れを開始した。なお、今後も学童クラブの需要は一定期間増加していくことが見込まれることから、引き続き、学童クラブ受入枠の拡大に向けた検討を進めるとともに、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、放課後等居場所事業の全校実施や事業充実等、学童クラブ待機児童の受け皿にもなる取組を着実に進めるなど、待機児童の解消のため、あらゆる視点での対策を講じていく必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討にあわせた学童クラブの整備をはじめ、区有施設のほか民間施設を活用した学童クラブの整備など、引き続き待機児童対策の推進と「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学童クラブの大規模化の解消を含めた、安全・安心な育成環境の確保に取り組む。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していく。	

【再掲】事業 No49 特定不妊治療費の助成(P81)	健康推進課
-----------------------------	-------

【再掲】事業 No50 不妊相談(P82)	健康推進課
-----------------------	-------

取組項目③ 介護者支援の充実（3事業）

指 標		令和2年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
今後も在宅での介護を続けていけると思う人の割合 (区民意向調査)	計画		90.0%	90.0%	90.0%
	実績	87.9%	75.6%		

（1）成果と課題・分析

高齢者を在宅等で介護している方の多様なニーズに対応し、支援を必要とする方へ適切に提供できるよう、関係機関への周知に努め、要介護高齢者等を同居で介護する家族への生活援助「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」などの取組を推進した。

介護における心の相談については、「介護者的心の相談窓口」において、令和6年度に40件の相談を受け付け、臨床心理士が介護者に寄り添ったアドバイス等を行った。

ダブルケア等の支援については、ケア24や保健センターなどの相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を408件受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を124回開催し、支援内容等を検討した。また、困難事例等に関する研修を5回実施し、職員の対応力向上を図った。

（2）取組項目の方向性・改善策

指標「今後も在宅で介護を続けていけると思う人の割合」は、計画値90.0%に対し実績値75.6%（対計画比14.4%減）と目標を達成できなかったものの、今後も高齢化の進展等に伴い、家族介護者支援事業等のニーズの増加が見込まれることから、引き続き介護者支援の充実を図る必要がある。

介護における心の相談については、引き続き、「介護者的心の相談窓口」において、臨床心理士による対面相談により、介護者的心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図っていく。

ダブルケア等の支援については、引き続き、各相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を受け付けるとともに、精神科医や弁護士等の専門支援員が参加する支援会議の開催等を通じて各相談機関の対応を支援する。

10	家族介護者支援事業の充実	高齢者在宅支援課
----	--------------	----------

(1)事業の概要

家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、①ほっと一息、介護者ヘルプ事業※1、②徘徊高齢者探索システム事業※2、③介護用品の支給事業等、区独自の多様な支援を行う。

※1 「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」…高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした支援サービス。区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助の代行を行う事業。

※2 「徘徊高齢者探索システム事業」…認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①ほっと一息、介護者ヘルプ事業利用者数	計画	①1,950人	①1,950人	①1,992人	①1,992人
②70人		②70人	②70人	②80人	②80人
③4,563人		③4,563人	③4,563人	③4,992人	③5,113人
②徘徊高齢者探索システム事業利用者数	実績	①1,982人	①2,037人	①1,934人	
③介護用品の支給事業利用者数		②75人	②74人	②72人	
		③4,809人	③4,856人	③5,035人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」では令和5年度実績2,037人に対し令和6年度実績1,934人（対前年度比94.9%）、「介護用品の支給事業」では、令和5年度実績4,856人に対し令和6年度実績は5,035人（対前年度比103.7%）となり、区独自支援の取組を着実に進めることができた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
高齢者を在宅等で介護している方の多様なニーズに対応し、支援を必要とする方へ適切に提供できるよう、関係機関への周知に努め、要介護高齢者等を同居で介護する家族への生活援助「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」などの取組を推進していく。	

11	介護における心の相談	在宅医療・生活支援センター
----	------------	---------------

(1)事業の概要

臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考える「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	計画	40 件	40 件	40 件	40 件
	実績	40 件	38 件	40 件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

「介護者の心の相談窓口」において、令和6年度に40件の相談を受け付け、臨床心理士が介護者に寄り添ったアドバイス等を行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、「介護者の心の相談窓口」において、臨床心理士による対面相談により、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図っていく。	

12	ダブルケア等の支援	在宅医療・生活支援センター
----	-----------	---------------

(1)事業の概要

親の介護と育児を同時にを行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一体的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートする。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各相談支援機関から 在宅医療・生活支援センターへ の相談件数	計画	400 件	400 件	430 件	430 件
	実績	408 件	451 件	408 件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

ケア24や保健センターなどの相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を408件受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を124回開催し、支援内容等を検討した。また、困難事例等に関する研修を5回実施し、職員の対応力向上を図った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、各相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を受け付けるとともに、精神科医や弁護士等の専門支援員が参加する支援会議の開催等を通じて各相談機関の対応を支援する。	

取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進（5事業）

指 標		令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
区内事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	計画	65.0%	76.0%	87.0%	
	実績	53.2%	52.6%		

（1）成果と課題・分析

「誰もが働きやすい職場づくりの推進」に向けた取組として、毎年度区内事業所等を対象に、男性の育児休業に関するテーマ等、ワーク・ライフ・バランスに対する認識の向上を目的としたセミナーを開催し、令和4年度から令和6年度で延べ116人が参加した。また、産業振興センターにおいて、国や都が作成した働き方改革に関するチラシ配付を行い事業所への啓発を図るとともに、一般事業主行動計画の策定に関する相談体制を整えることで、事業所への支援を行った。さらに、事業所の取組を促進するため、令和5年度に「子育て優良事業者表彰」を実施し、1事業者を最優良賞、1事業者を優良賞、2事業者を特別奨励賞として表彰した。加えて、区が発注する一定規模の建設工事を対象に、総合評価方式による入札を実施し、「子育て優良事業者表彰」や「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定及び「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度」の認証を受けた場合を加点対象として、事業所による取組の促進を図った。

しかし、指標「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「区調査」という。）における「区内事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合」の令和6年度の実績値は令和3年度と比較して0.6ポイント低下した。指標を事業所規模別にみると、事業所の規模が小さくなるほどワーク・ライフ・バランスの取組が進んでいない傾向が見受けられる。区調査によると、ワーク・ライフ・バランスの取組が進んでいない主な理由として、「代替要員の確保が困難だから」「特に問題はないから」「取組のノウハウが不足しているから」との回答が上位となっている。また、国や都、区が実施しているワーク・ライフ・バランスを支援するための制度について、「知らない」と回答した事業所が約6～7割に上り、制度の周知が十分でない現状も浮き彫りになっている。さらに、「一般事業主行動計画」の策定状況についても、未策定の事業所が6割を超えておりこれが課題である。

これらのことから、誰もが働きやすい職場づくりを推進するためには、事業所の取組を促進するための啓発活動に加え、ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度を広く周知する等、事業所への支援を継続的に行う必要があると考えられる。

（2）取組項目の方向性・改善策

誰もが働きやすい職場づくりの推進するため、セミナー開催や啓発リーフレット配布等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの重要性や具体的な取組方法、支援制度に関する情報提供を継続的に行い、事業所への啓発を行う。また、産業振興センターにおいて、一般事業主行動計画の策定に関する相談支援体制を確保し、事業所への支援を継続して実施する。さらに、事業者による子育てしやすい職場環境整備や国や都に加え区も促進しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、「子育て優良事業者表彰」を隔年で実施する。また、総合評価方式による入札を継続することで、事業所による取組の促進を図る。

13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	男女共同参画担当 産業振興センター
----	------------------	----------------------

(1)事業の概要

中小企業の事業主や労務担当者等を対象に、仕事と生活の調和に関する意識啓発を主眼とした講演会等を実施することにより、事業所側のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高め、男女共に多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを促す。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ワーク・ライフ・バランス セミナーの参加者数	計画 50人	80人	80人	80人
	実績 35人	57人	24人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

様々なバックグラウンドを抱えた人たちが、それぞれに合った柔軟な働き方を選択することを踏まえ、東京都労働相談情報センターとの共催により、「育児中・介護中などの部下をもつマネージャーのチームづくり（心理的安全性、属人化させない仕組みづくりなど）」セミナーを開催した。サポートし合える信頼づくりや誰が休んでも業務が回る仕組みづくりの方法をグループワークで学び、参加者の9割以上から「参考になった」等の肯定的な評価を得ることができた。一方で、申込者に対して参加者が5割程度であることから、参加率向上のための改善策を検討する必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、東京都労働相談情報センターとの共催等により、育児や介護、働き方改革に関する事項等に関して、中小企業の事業主や労務担当者向けのセミナーを開催し、区内事業者がワーク・ライフ・バランスを推進する上で有益な情報が提供できるよう努める。	

14	事業所への働き方改革に関する情報提供	産業振興センター 男女共同参画担当
----	--------------------	----------------------

(1)事業の概要

区内事業所や労働者に対して、多様な働き方や長時間労働の見直し等、働き方改革に関する情報提供を行う。また、男性従業員の育児・介護休業の取得が推進されるよう、国・都が実施する様々な両立支援制度の周知を図る。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(3)令和6年度の成果と課題・分析

国・都が作成したチラシを産業振興センター及び就労支援センターにおいて配架したほか、区が実施している異業種交流会で配付するなど、働き方改革や育児・介護休業について情報提供を行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、中小企業の管理職や事業主等へ働き方改革の推進に向けて、産業振興センター及び就労支援センター等において、「杉並区ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」等を活用し周知・啓発を図る。	

15	子育てを応援する企業・事業者の取組推進	子ども家庭部管理課
----	---------------------	-----------

(1)事業の概要

区内事業者の子育て支援に関する取組を推進するため、従業員の仕事と家庭の両立支援や地域の子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰する「子育て優良事業者表彰」を実施し、その取組内容等を公表・周知する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子育て優良事業者表彰受賞事業者数	計画	—	6	—	6
	実績	—	4	—	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

「子育て優良事業者表彰」は、隔年実施の事業であり、令和6年度は令和7年度の実施に向けて、杉並区内の町会や事業者に対して、事業の周知活動を行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
事業者による子育てしやすい職場環境整備や、国や都に加え区も促進しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、引き続き子育て支援制度等を事業者へ周知していき、表彰に向けた募集を隔年で実施する。	

16	総合評価方式による入札	経理課
----	-------------	-----

(1)事業の概要

区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、総合評価の加点対象とする入札方式を適用する。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合評価方式による入札実施件数	計画	実施	実施	実施
	実績	29件	37件	53件

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和6年度には、新たな評価項目として、女性技術者を配置する場合や「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度」による認証を受けた場合を加点対象とし、男女共同参画の促進を図った。実際に、女性技術者を配置することで加点対象となった案件が確認されたことから、この取組が一定の周知効果をもたらしていると考えられる。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き制度を実施し、男女共同参画の促進を図る。	

17	一般事業主行動計画の策定等支援	産業振興センター
----	-----------------	----------

(1)事業の概要

法改正等を踏まえ、区内事業者に対して、産業関係団体と連携して「一般事業主行動計画」の策定及び改定を促すとともに、国や東京都による支援制度の活用等を図りながら、同計画の策定及び改定を支援する。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(3)令和6年度の成果と課題・分析

一般事業主行動計画の策定等が義務付けられているのは、従業員101人以上の事業者であることから、多くが小規模事業者である区内事業者は、計画策定が努力義務となっているが、事業者の計画策定の意識を高めるため、周知の取組や支援窓口の設置などの啓発活動を行っている。これらの啓発活動を令和6年度も継続して実施したが、計画の認知度向上については、課題ととらえている。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
一般事業主行動計画の内容とこれを策定すべきことについて、より多くの事業者に周知することが課題であることから、引き続き、産業振興センターにおいて相談支援体制を確保しつつ、産業団体と連携して周知・啓発をしていく。また、さらなる周知・啓発を図るため、毎年行っている都と共催のセミナーにおいて「一般事業主行動計画の策定」をテーマとして実施するとともに、SNS等も活用しながら、より関心が高まるような周知方法の見直しを図っていく。	

取組項目⑤ 就労支援の充実(3事業)

指 標		令和2年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
就労支援センターの利用により就職が決定した人数 (担当課調査)	計画		850 人以上	850 人以上	850 人以上
	実績	465 人	579 人		

(1) 成果と課題・分析

就職決定者数は、令和4年度は495人、令和5年度は545人、令和6年度は579人と、計画値には達していないものの、徐々に増加傾向となっている。利用が増えているシニア層に向けた就職準備セミナーの充実や、就労支援センターの実施事業や就職相談面接会などのイベント等の周知を、就労支援センターホームページや区公式X、FacebookなどのSNSからのオンライン予約の活用に取り組んだことが参加者数の増加に繋がったと分析している。

(2) 取組項目の方向性・改善策

引き続き、利用が増えているシニア層に向けたサービスの充実や、ハローワークや福祉関係機関等と連携した就労準備相談、就職準備セミナー、就職相談面接会などのイベントに取り組むとともに、様々な広報媒体を活用した周知強化に取り組んでいく。

18	女性の再就職支援の推進	男女共同参画担当 産業振興センター
----	-------------	----------------------

(1)事業の概要

子育てや介護で仕事を離職した女性など、就労を希望する女性を対象として、公益財団法人東京しごと財団との共催による女性再就職支援セミナーを開催し、女性のニーズに応じた再就職を支援する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女性再就職支援セミナーの参加者数	計画	50人	100人	100人	100人
	実績	26人	106人	122人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

東京しごとセンターとの共催により、都内の各地で展開されている「女性しごと応援キャラバン」を杉並区でも2回にわたり開催した。1回目は「面接に役立つ！マナーとコミュニケーション」をテーマに55人が参加し、2回目は「今の自分ができること、やりたいこと 自己理解・自己PRのポイント」をテーマに67人が参加した。講座後のアンケートでは、いずれの講座も9割以上の参加者から「とても満足」「満足」との評価を得る結果となり、女性のニーズにあった情報を提供することができた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、東京しごとセンターとの共催によるセミナーの開催等、求職者のニーズに応じた再就職支援を継続する。求職者にセミナーの情報が届くよう、チラシ、区広報、ホームページ等様々な媒体を活用し、積極的な周知に努める。	

19	創業支援	産業振興センター
----	------	----------

(1)事業の概要

女性・若者等の創業を希望する人を対象に、起業に係る各種手続きや資金計画の立て方を学ぶセミナーを実施する。また、起業・創業した方の経験から学ぶワークショップ等を実施し、創業後の順調な発展につながる支援の充実を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー参加者数	計画	40人	40人	40人	40人
	実績	34人	37人	40人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

産業競争力強化法による認定を受けた「創業支援事業計画」に基づく事業となっており、条件を満たすことで「特定創業支援等事業を受けたことによる優遇措置」を受けることができるものである。6月、10月の年2回開催だが、いずれも定員を超える申込みがあり、終了後のアンケートでも満足度は100%に近い状況である。2回合計で40人の募集に対して参加者は40人で、出席率も高く、内容、需要ともに受講者の希望にかなっているものと思われる。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「特定創業支援等事業を受けたことによる優遇措置」を受けるための条件を満たすことを目的とするため、実施内容の大幅な変更は難しい。現在は実施曜日・時間が2回同一なので、このスケジュールでは参加できない潜在的ニーズに対応する必要性を考慮し、実施回数や開催日程・時間の変更等の必要性及び実現性を検討する。	

20	ひとり親の就業支援	子ども家庭部管理課
----	-----------	-----------

(1)事業の概要

就労機会の拡大と生活の安定に寄与する資格の取得を目指すひとり親に対し、生活費や受講費用の負担軽減のための給付金を支給することにより、就労自立を支援する。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高等職業訓練促進給付金等 支給者数	計画 17人	21人	21人	19人
	実績 8人	9人	9人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

国の制度改正に基づき、給付金支給対象者の所得要件を拡充した。また、相談者から就業経験や生活状況、希望等を丁寧に聞き取るとともに労働市場の状況を勘案しながら、安定就労に繋がりやすい資格の取得を促した。対象要件等を理由に事業が利用できない方に対しては、ハローワークの職業訓練や給付金制度の紹介を行い、就労自立につながるよう支援した。そのほか、ひとり親に係る手当の資格更新の際に、就労支援の案内を同封するなど、周知を図った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
一部の指定講座においては、講座修了後に給付金を一括支給する方法から、受講中の6か月ごとに支給する方法へ変更して対象者の利便性の向上を図る。また、同講座の修了後1年以内に資格取得し就職した場合には、受講費用の一部を支給する。引き続き、積極的な情報提供を行い、事業の周知に取り組み、ひとり親またはその子どもが、制度を利用して就業し、その後安定した仕事に就き就労自立を果たせるように支援する。	

(2)取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する(7事業)

〈基本的な考え方〉

あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。

取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進（2事業）

指 標	令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
区内事業所における管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	計画	27.0%	28.5%	30.0%
	実績	25.4%	26.1%	

(1) 成果と課題・分析

「事業所における女性登用の積極的推進」に向けた取組として、令和4年度から令和6年度にかけて、女性を含むすべての人が働きやすい職場づくりを促進することを目的に、区内事業所等に向けてワーク・ライフ・バランスの重要性や、行政の支援制度を紹介する啓発冊子等の配布を通じた情報提供を継続して行った。また、区においては、女性職員のキャリア形成支援対策として、次の（1）から（3）などの対策を講じ、女性登用の促進に努めた。

（1）自律的なキャリア形成の実現に向けた意識を高めるため研修を行う。

（2）管理職選考試験当日の一時保育実施のほか、負担が少ない前倒し・分割の受験方式、Ⅱ類選考等について周知する。

（3）管理職から所属職員への積極的な昇任勧奨を推進する。

その結果、指標「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「区調査」という。）における「区内事業所における管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合」の令和6年度の実績値は、令和3年度と比較して0.7ポイント上昇した。また、区役所の管理職における女性割合の実績は、令和3年度の21.2%から令和4年度は18.4%となり、下降傾向にあったが、令和5年度には20.2%と上昇に転じ、令和6年度には23.4%と大きく上昇した。しかし、区役所、区内事業所とともに女性管理職の割合は計画値には達していない状況であり、更なる女性登用の促進に向けた取組の強化が求められる。

(2)取組項目の方向性・改善策

事業所における女性登用の推進に向けて、啓発冊子の配布等を通じた情報提供を継続し、区内事業所に対して、女性を含むすべての人が活躍しやすい職場づくりを促進する働きかけを行う。また、区における女性職員のキャリア形成支援対策としては、今後も上記（1）から（3）の対策を継続して行い、女性職員の登用に努める。

これらの取組を通じ、事業所への働きかけを継続するとともに、区自らも女性の登用を率先して進め、事業所における女性登用の促進に向けて積極的に取り組んでいく。

21	区役所における女性活躍の推進	人事課
----	----------------	-----

(1)事業の概要

女性職員の活躍推進につながる研修等によるキャリアアップ支援を行い、管理職に占める女性職員の割合を増やす。また、男性職員の育児に関する休暇・休業の取得を促進し、女性が働きやすい環境づくりを進める。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職及び係長級に占める女性職員の割合	計画	管理職：30.0% 係長級：50.0%	管理職：30.0% 係長級：50.0%	管理職：30.0% 係長級：50.0%	管理職：30.0% 係長級：50.0%
	実績	管理職：18.4% 係長級：43.8%	管理職：20.2% 係長級：46.1%	管理職：23.4% 係長級：47.3%	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

管理職における女性割合の実績は、令和3年度の21.2%から令和4年度は18.4%となり、下降傾向にあったが、令和5年度には20.2%と上昇に転じ、令和6年度には23.4%と大きく上昇した。また、係長級に占める女性職員の割合は、令和3年度の43.8%から令和6年度の47.3%と徐々に上昇している。

今後も、女性管理職及び係長級に占める女性職員の割合を高めていくことが課題と考えている。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年）」の成立を機に、杉並区では平成28年4月に「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」、令和3年4月に「杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定した。	

現在の計画は、女性職員のキャリア形成支援対策として、次の（1）から（3）などの対策を講じており、今後もこれらの対策を積極的に行い、更なる割合実績の向上に努める。

- (1) 自律的なキャリア形成の実現に向けた意識を高めるため研修を行う。
- (2) 管理職選考試験当日の一時保育実施のほか、負担が少ない前倒し・分割の受験方式、II類選考等について周知する。
- (3) 管理職から所属職員への積極的な昇任勧奨を推進する。

22	事業所における女性活躍の推進	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1)事業の概要

職場における固定的な性別による役割分担意識や仕事のやり方を見直し、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた意識改革や風土の改善を促進するため、区内事業所に対して啓発冊子の配布等による働きかけを行う。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(3)令和6年度の成果と課題・分析

区内事業所等に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性や行政が提供する支援制度等を周知することを目的として、「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」を2,000部発行し、区立施設への配架等を通じて働きかけを行った。令和6年度は、ハンドブックの内容を更新し、新たにテレワークに関する支援制度等について掲載した。

令和6年度「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」(以下「区調査」という。)では、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合(「既に十分に取り組んでいる」と「取り組んでいるが不十分」の合計)は52.6%にとどまっている。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進を支援する各種制度の認知状況について、「知らない」と回答した事業所が6~7割に上り、制度の周知が課題となっている。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
区調査では、事業所における女性の活躍を促進するための支援策として、子どもを預けられる環境整備のほか、働き方改革に対する取組の支援等が求められている。今後も啓発冊子の配布等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの重要性や働き方改革に関連する行政の支援制度について広く情報提供を行い、女性を含むすべての人が活躍しやすい職場づくりに向けた働きかけを継続して実施していく。	

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進（2事業）

指 標		令和2年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
区の審議会等における女性委員の登用割合 (担当課調査)	計画	40.0%	45.0%	50.0%	
	実績	36.3%	37.6%		

（1）成果と課題・分析

「意思決定過程への女性の参画促進」に向けた取組として、令和4年度から令和6年度にかけて、審議会等における女性委員の登用割合の向上を目指し、審議会を所管する各課に対して通知文の送付等を通じた働きかけを継続的に実施した。また、ワークショップや意見交換会等の開催機会を増やし、性別や世代を問わず区民の意見を聴取することで、より幅広い意見を区政へ反映することができた。

指標「区の審議会等における女性委員の登用割合」は、令和2年度と比較して1.3ポイント上昇したが、計画値である40.0%には達していない状況である。審議会等の委員に女性が増えない主な要因として、委員推薦を依頼する団体における役職者の男性比率が高く、その役職者の中から推薦されることで、男性が多く選出される傾向にあることが挙げられる。意思決定過程への女性の参画をさらに促進するためには、関係機関の役職者に女性が増えることや、役職者に限定せず、幅広く委員を推薦していただくことが重要である。また、関係機関における女性登用の促進に向けた理解や取組が不可欠であると考えられる。

（2）取組項目の方向性・改善策

審議会等の委員への女性登用をさらに推進するため、審議会等における女性の参画状況の調査や各所管課への働きかけを継続的に行う。また、引き続きあらゆる性別・世代の声を公平に取り入れることを目的として、より区民が参加しやすい様々な手法を活用し、区政への区民参加を推進していく。

これらの取組を通じ、女性の意思決定過程への参画を促進し、性別を問わず多様な視点を取り入れた区政の運営に向けて取り組んでいく。

23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	男女共同参画担当
----	-------------------------	----------

(1)事業の概要

区政における政策・方針の意思決定過程に女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の登用を推進する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
審議会等における女性委員の登用割合	計画	40.0%	40.0%	40.0%	45.0%
	実績	34.1%	36.4%	37.6%	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

各所管課に対して、審議会等の委員に女性を積極的に登用するよう依頼する文書を通知した。また、令和6年度は各所管課の取組をより一層促進することを目的として、審議会等への女性登用の意義等を伝える内容のチラシを作成し、通知に添付した。女性委員の登用割合は計画値である40.0%には達していないものの、年々増加傾向にあり、これまでの取組の効果が徐々に現れていることがうかがえる。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
審議会等委員への女性の登用を推進するため、各所管課への働きかけを継続して行う。特に、女性委員の割合が著しく低い審議会等については、個別に働きかけを行うなど、女性委員の登用促進に向け積極的に取り組む。	

24	多様な区民参加手法の推進	企画課
----	--------------	-----

(1)事業の概要

より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮した上で無作為に抽出された区民による意見交換会のほか、ワークショップ、オープンハウスなどの手法を活用し、女性を含む多様な区民の区政参加を促進する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
無作為抽出により参加者を募集する区民意見交換会のほか、ワークショップ等に参加した女性の比率	計画	—	—	—	—
	実績	51.4%	51.1%	52.9%	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

基本構想の実現に向けて、区民懇談会「すぎなみちよこつトーク」を2回開催した。参加者は延べ17人で、うち女性が9人と、男女の比率はほぼ同数であった。活発な意見交換が行われ、さまざまな視点からの意見を伺うことができた。参加者アンケートには「区政が身近に感じられた」「色々な世代の意見を聞くことができた」という声があった。その他のワークショップや意見交換会等においても、無作為抽出による参加者選定により、男女の意見をバランスよく聴取することができた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
区民の声をまちづくりに反映するため、「(仮称) デザイン会議」や「聴くオフ・ミーティング」などの対話の場を設け、男女を問わず、幅広い世代からの区民の区政参加を促進し、より魅力的で住みやすい地域づくりを目指す。	

取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進(3事業)

指 標		令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
区の防災対策において女性の視点が生かされていると感じる人の割合 (担当課調査)	計画	70.0%	80.0%	90.0%	
	実績	-	51.0%		

(1) 成果と課題・分析

「男女共同参画に配慮した防災対策の推進」について、毎年実施している女性の視点を踏まえた防災リーダー養成講座や女性用備蓄セット（防犯ブザー・メイク落とし等）を令和5年度から3か年計画で備蓄するなどの取組を進めている。また、「防災会議における男女共同参画の推進」についても、令和5年度から委員委嘱依頼文に女性の推薦を促す文言を加えるなど女性委員の参画に向けた取組を行っている。

しかし、指標「区の防災対策において女性の視点が生かされていると感じる人の割合」については、半数を超えたものの、目標値に到達することはできなかった。区では、男女共同参画に配慮した防災対策は進めているが、上記の取組を区民へ周知する機会が限られており、計画値を達成することができなかつたと分析する。

(2) 取組項目の方向性・改善策

今後、計画値を達成するために、女性の視点を踏まえた防災リーダー養成講座や女性用備蓄セット（防犯ブザー・メイク落とし等）の備蓄を継続するとともに、上記の取組について震災救援所運営連絡会などで周知を行うなど、啓発活動により一層取り組んでいく。また、防災リーダー養成講座については、講義型の講座だけでなく、ワークショップ等を用いた参加型の講座を取り入れるなど、参加者の満足度をより高めるよう検討する。

25	地域防災における男女共同参画の推進	防災課
----	-------------------	-----

(1)事業の概要

災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保に、女性の視点を取り入れるための取組を進める。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区の防災対策において女性の視点が生かされていると感じる人の割合	計画	70.0%	70.0%	70.0%	80.0%
	実績	49.0%	49.0%	51.0%	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

初めて半数以上の数値を達成することができたものの、計画値である70.0%を達成することはできなかった。アンケート調査の回答内容などから、防災対策に女性の視点を取り入れることの必要性は理解しているものの、十分に取り入れられていないと感じている人が多いと分析する。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
今後も女性の視点を踏まえた備蓄品を拡充するほか、女性の視点を踏まえた防災リーダー養成講座などの担い手を増やす取組を実施し、震災救援所運営における男女共同参画の取組を連絡会や訓練等を通じて周知・啓発を図っていく。	

26	防災会議における男女共同参画の推進	防災課
----	-------------------	-----

(1)事業の概要

防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
防災会議における女性委員の登用割合	計画	15.6%	30.0%	30.0%	30.0%
	実績	12.5%	12.1%	21.2%	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

防災会議を構成する女性委員の人数は3人増加したため、前年度より割合が約9%上昇した。依然として防災会議委員は各種団体における組織の長が推薦されることが多いが、委員委嘱の際に女性委員の推薦を促進したため、女性委員の増加につながった。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、防災会議委員委嘱の際に女性を含めた委員の推薦をお願いする文言を依頼文に追加し、女性委員の参画を促していく。	

27	女性のための防災講座	防災課
----	------------	-----

(1)事業の概要

女性の視点を踏まえた災害対策を学び考える講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図る。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女性向けの防災講座の開催回数	計画 1回	1回	1回	1回
	実績 1回	1回	1回	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和5年度は防災市民組織関係者に対象を限定して講座を実施したが、令和6年度は対象を区内在住、在勤、在学の方に拡大して講座を実施し、延べ120人、うち女性91人が参加した。アンケートの結果、講座内容が「非常に良かった」または「良かった」と回答した参加者は全体の94%を占め、「今後の防災活動にこの講座の内容が活かせると思う」と回答した参加者は84%であった。講座の内容に関する評価は高かったものの、子育て世代など若い世代の参加者が少なかったことが課題と考える。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
令和6年度は、対象を区内在住・在勤、在学の方へ拡大したことにより、子育て世代や若い世代の参加が可能となった。一方で、若い世代の参加者は依然として少なかったことから、令和7年度も対象者を限定せずに募集を行い、子育て世代など若い世代の参加をさらに増やすための取組を検討する。加えて、講義型の講座ではなく、ワークショップ等を用いた参加型の講座形式で実施できないか検討する。	

(3)取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する(7事業)

〈基本的な考え方〉

性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発（5事業）

指 標	令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	計画	30.0%	35.0%	40.0%
	実績	8.0%	9.4%	

(1)成果と課題・分析

「区民・地域に対する男女共同参画の啓発」に関する取組として、令和4年度から令和6年度にかけて、「男女平等推進センター啓発講座」を延べ15講座実施し、計780人が受講した。また、男女平等推進センターでは「情報・資料コーナー」において、男女共同参画関連図書の貸出や行政・地域資料の閲覧を行ったほか、情報誌「ゆうCan」の発行等を通じた継続的な啓発活動を実施した。さらに、性的少数者への理解促進を目的とした取組として、性的少数者の当事者による講演会を開催したほか、令和5年4月1日に「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を施行し、パートナーシップ制度の運用を開始するなど、様々な施策を実施した。

その結果、指標「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「区調査」という）における「社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合」の令和6年度の実績値は、令和3年度と比較して1.4ポイント上昇した。また、区調査では、性別による固定的な役割分担に対して、「どちらかといえば反対」または「反対」と答えた割合が84.6%となっており、この割合は過去の調査と比較して上昇していることから、区民の男女共同参画の意識は着実に向上していると推察される。一方で、指標の実績値は計画値である30.0%に達しておらず、大幅な開きがある。また、区調査では、男女平等推進センターの認知度は10.4%、利用したことがあると回答した割合は10.7%にとどまっている。加えて、性的少数者について社会全体の理解が「進んでいると思う」又は「どちらかといえば進んでいると思う」と回答した割合が47.8%にとどまっており、理解が十分に進んでいるとはいえない状況が続いている。

これらのことから、区民・地域に対する男女共同参画の啓発に加え、性的少数者への理解促進をさらに進めるため、継続的な取組が必要と考えられる。

(2)取組項目の方向性・改善策

「区民・地域に対する男女共同参画の啓発」をより効果的に進めるためには、男女平等推進センターの機能強化が不可欠である。国では、令和7年6月20日に「独立行政法人男女共同参画機構法」が成立し、同法に基づき地方公共団体の男女共同参画センターを支援する機能等が付与された「独立行政法人男女共同参画機構」の設立が予定されており、国の男女共同参画に関する実施体制の強化が図られる。区においても、男女平等推進センターの機能強化を図り、区民へのセンターの周知に取り組むとともに啓発事業の拡充について検討する。

また、性の多様性に関する理解促進のため、継続的な啓発を行うとともに、区内の当事者等との意見交換も行いながら、取組の改善を図る。パートナーシップ制度については、区調査の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、より充実した制度運用を図る。

多様性が尊重される社会を実現するため、区民及び地域の男女共同参画に関する意識を高めていく。

28	男女平等推進センター啓発講座	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1)事業の概要

男女平等推進センターの男女共同参画啓発講座について、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の多様なテーマ・内容で実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①男女平等推進センター啓発講座数	計画	①5講座 ②335人	①5講座 ②424人	①5講座 ②402人	①5講座 ②532人
	実績	①5講座 ②191人	①5講座 ②256人	①5講座 ②333人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

「ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍・健康」、「男性の家事・育児の促進」、「男女共同参画の意識づくり、性の多様性」の3つのテーマについて、講座実施団体を公募により5団体選定し、5つの講座を開催した。前年度と比較して、児童青少年センター内のゆうホールや産業商工会館内の展示場など、大規模な会場での開催が増加したことにより、参加者数は前年度より77人増加した。講座後に実施したアンケートでは、参加者の9割以上が講座内容について「良かった」「期待通りだった」と回答しており、好評であった。

しかし、参加希望者が定員を超える人気の高い講座がある一方、定員に満たず少人数での開催となった講座もあった。区民にとってより魅力的な講座を提供し、より多くの方に参加していただくためには、講座実施団体の募集方法や、講座の周知方法等について工夫をしていく必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
令和6年度までは、男女平等推進センター以外を会場として多数の講座を開催していたが、令和7年度以降は、原則として男女平等推進センターを会場として講座を開催し、センターの利用促進を図る。講座の企画運営団体の募集にあたっては、新規団体が応募しやすく、区民の興味や関心を引き付ける多様なテーマや内容の講座が実施されるよう、募集方法を検討する。また、より多くの方に参加いただけるよう、区広報、チラシ、区内掲示板、LINE等の様々な広報媒体を活用して講座に関する情報を積極的に発信するとともに、オンラインフォームの活用により講座申込手続の効率化を図る。	

29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	男女共同参画担当
----	-----------------------	----------

(1)事業の概要

男女平等推進センターの情報・資料コーナーにおいて、男女共同参画の意識を高めるための書籍の貸出や資料提供を行う。また、情報・資料コーナーの活用が進むよう、スペースの整理や図書目録の見直し等に取り組む。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報・資料コーナー利用者数	計画 2,600人	2,600人	2,600人	2,600人
	実績 2,637人	2,631人	2,403人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

男女共同参画に関する時宜に沿ったテーマの書籍を年2回購入し、情報・資料コーナーの充実を図った。また、新たに購入した書籍の情報を周知するため、男女平等推進センター情報誌「ゆうCan」(年2回発行)に新着図書の案内を掲載したチラシを挟み込み、情報・資料コーナーの利用促進に努めた。加えて、令和6年度は情報・資料コーナーの活用を促進するため、新たに書棚を増設し、図書の配置・展示方法を工夫した。しかし、情報・資料コーナーの利用者数は年々減少傾向にある。そのため、男女平等推進センターの認知度を向上させるための取組を進めるとともに、情報・資料コーナー利用者数の増加につなげるための工夫が必要である。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
区民からのリクエスト等を参考にした図書の購入及び貸出を継続するとともに、図書の展示方法を工夫するなど、より利用しやすい情報・資料コーナーとなるよう努める。また、男女平等推進センターを会場として啓発講座を開催する際には、講座の参加者が情報・資料コーナーを訪れたり、図書を借りるきっかけとなるよう、案内や誘導の方法を工夫し、利用促進につなげていく。加えて、図書の貸出における利便性の向上を図るため、図書館とのシステム連携について検討を進めていく。	

30	男女共同参画啓発事業	男女共同参画担当
----	------------	----------

(1)事業の概要

固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう、区役所ロビー展や男女平等推進センター情報誌「ゆう Can」のほか、広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を活用し、幅広く意識啓発を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①情報誌「ゆう Can」発行 ②パネル展の実施	計画	①7,000部 ②1回	①7,000部 ②1回	①7,000部 ②1回	①7,000部 ②1回
	実績	①7,000部 ②1回	①7,000部 ②1回	①7,000部 ②1回	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

男女平等推進センター情報誌「ゆう Can」を年2回発行し、教育分野におけるジェンダーに関するテーマや「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果等を掲載した。「ゆう Can」は区立施設や区内の学校等への配布、区ホームページへの掲載に加え、令和6年度から新たにLINEでの配信を開始し、区民への情報発信を行った。また、6月23日から29日の「男女共同参画週間」に合わせて、区役所1階ロビーでパネル展示を開催した。展示では、男女平等推進センターの活動内容、性的少数者に関すること、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報等を紹介し、区民の男女共同参画に関する関心を高めるための取組を実施した。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
「ゆう Can」では、区の取組やジェンダー平等に関する様々なテーマ・内容を掲載し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに役立つ情報を発信する。また、男女共同参画週間パネル展示に関しては、展示内容の充実を図るとともに、スタッフを配置して来庁者への呼びかけを行うなど、より効果的な意識啓発が実施できるよう取り組む。さらに、男女平等推進センターの認知度向上に向けた区民への周知や啓発事業の拡充についても検討していく。	

31	性的少数者に対する理解の促進	総務課 男女共同参画担当
----	----------------	-----------------

(1)事業の概要

関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう、講演会の開催等による啓発活動に取り組む。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
啓発活動の実施 (講座開催回数)	計画	1回	1回	1回
	実績	0回	1回	1回

(3)令和6年度の成果と課題・分析

性的少数者の当事者による区民向け講演会を開催し、19人が参加した。また、啓発リーフレット「レインボーガイドブック」を3,000部発行し、区立施設への配架等を通じて区民への啓発を行った。加えて、性的少数者を含むカップルを対象としたパートナーシップ制度を運用し、令和6年度は18組の届出を受理した。

令和6年度「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」では、「性的マイノリティへの社会全体の理解は進んでいると思うか」との設問に対し、「進んでいると思う」又は「どちらかといえば進んでいると思う」と回答した割合は47.8%であった。この数値は令和3年度の調査と比較して7ポイント上昇しており、一定の進展が確認された。しかし、理解が十分に進んでいるとはいえない状況が続いている、一層の理解促進に向けた継続的な取組が必要である。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的少数者への理解促進に向けて、講演会の開催や啓発リーフレットの配布等を通じた啓発を継続して実施する。また、パートナーシップ制度に関しては、令和7年度から令和8年度にかけて対象者の拡大や手続のオンライン化など、制度の見直しに向けた検討を進め、より充実した制度運用を図る。性的少数者の理解促進に向けた取組においては、区内当事者等の意見も踏まえ、取組の改善に努めていく。	

32	地域団体への男女共同参画の意識づくり	男女共同参画担当 地域課
----	--------------------	-----------------

(1)事業の概要

性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、地域団体等に対し、すぎなみ協働プラザとの連携による講座や情報発信等を通して、男女共同参画の意識啓発を図る。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
啓発活動の実施 (講座開催回数)	計画	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回

(3)令和6年度の成果と課題・分析

すぎなみ協働プラザと連携し、町会や自治会など区内で地域活動を行っている団体等を対象に、講座「楽しく地域活動をするためのヒント～これってハラスメント？～」を開催し、22人が参加した。講座では、ハラスメントの基礎知識についての講義に加え、ワークショップを実施し、参加者同士で意見を交換しながらハラスメントへの理解を深めた。講座後に実施したアンケートでは、「地域活動を想定した内容がとても参考になった」、「ハラスメントについての理解が進んだ」といった感想が寄せられた。本講座を通じて、ハラスメントのない地域活動について考えるきっかけを提供することができた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、講座の開催等を通じて、地域活動における男女共同参画の意識啓発を図る。地域活動に携わる方に興味を持って参加いただけるよう、テーマや内容を十分に検討しながら講座を企画・実施していく。	

取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発（2事業）

指 標	令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
いまの学校のみんななら、協力して、全員が通うことが楽しくなる学校をつくれると思う児童・生徒の割合※1 (区立学校の児童・生徒を対象としたWEB調査(杉並区「意識・実態調査」))※2	計画	60.0%	65.0%	70.0%
	実績	-	61.2%	

※1 行動計画改定時の指標は『「学校生活で男女が平等になっていると思う児童・生徒の割合」(区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査による)』としていた。しかし、現在の学校現場では、性別に限らず、さまざまな背景や個性をもつ児童・生徒が共に学んでいる。性の多様性に対する理解が進む中で、「男女」という二元的な枠組みだけで平等性を問うことは、一部の児童・生徒にとって違和感や疎外感を生む可能性がある。そこで、性別にとらわれず、児童・生徒全体が協力し合い、誰もが安心して楽しく過ごせる学校づくりに関する意識を問う調査へと変更することが、より現代的かつ教育的な意義をもつと考え、調査項目を変更している。

※2 調査方法について、DX化により児童・生徒1人1台タブレット端末の活用を推進しているため、質問紙調査からWEB調査へ変更している。

(1) 成果と課題・分析

令和6年度杉並区「意識・実態調査」の調査項目「いまの学校のみんななら、協力して、全員が通うことが楽しくなる学校をつくれると思う。」において、肯定的な回答「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」を選択した児童（小学校第4学年から第6学年）及び生徒（中学校全学年）の割合を指標とした。校種ごとに割合をみると、小学校は62.3%、中学校は59.7%である。

杉並区立学校では、「自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動がとれる子どもたちを育成すること」を目標として、様々な教科等を通して、人権教育を行っている。引き続き、各学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画などの指導計画を作成し、計画に基づいて人権教育を推進するとともに、評価、改善を行うことが大切である。

(2) 取組項目の方向性・改善策

東京都教育委員会から毎年配布される「人権教育プログラム（学校教育編）令和7年3月」を活用することで、教職員一人ひとりが人権尊重の理念を十分に理解するとともに、各学校が人権教育の目標を明確にして、学校として組織的・計画的に進めることができるよう指導・助言する。具体的には、区立学校・子供園の教員を対象に外部講師を招へいした人権課題に関わる理解を深める研修を取り入れる。また、各校の年間指導計画に基づいた効果的な研修となるように、多様な体験活動の事例を紹介したり、児童・生徒が人権課題の理解と認識を深めることができるように効果的な学習教材の選定についての情報を紹介したりする。

33	学校における男女平等教育の推進	済美教育センター
----	-----------------	----------

(1)事業の概要

学習指導要領に基づき、指導内容の吟味と各教科等における学習内容の充実を図り、児童・生徒に対して、男女平等の観点に立った実践的態度の育成を図る。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学習指導要領に基づいた授業の実施	計画	全校実施	全校実施	全校実施
	実績	全校実施	全校実施	全校実施

(3)令和6年度の成果と課題・分析

区立学校全校において、学習指導要領に基づき、各教科等のそれぞれのねらいを踏まえながら、男女平等教育に関わる内容を取り上げて、社会科、家庭科などの教科で指導を行った。さらに、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動の指導においても、児童・生徒が男女平等に関わる様々な課題を把握し、判断する力を養うことができるようるために、男女が互いに違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念に立って指導する必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
区立学校全校において、男女平等に関わる人権課題「女性」や「性自認・性的指向」等について、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題に関わる差別意識の解消を図るために、教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立って、男女平等教育を推進する。人権教育推進委員会、人権教育担当者連絡会等の教員向けの研修では外部講師を招へいして、男女平等教育について正しく理解するとともに、各学校が男女平等教育を学校教育全体を通して展開することができるよう支援する。	

34	教職員に対する人権教育研修	済美教育センター
----	---------------	----------

(1)事業の概要

東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、教職員に対し、人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修参加人数	計画	295人	295人	306人	342人
	実績	299人	295人	339人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について研究・協議を行うことにより、学校における人権教育の推進を図ることができた。しかし、区立学校ごとに作成している人権教育全体計画や人権教育年間指導計画を確認したところ、「普遍的な視点からの取組」「個別的な視点からの取組」の明示が十分ではなかった。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
区立学校・子供園の教員を対象に外部講師を招聘した人権課題に関する理解を深める研修を取り入れた人権教育担当者連絡会を引き続き実施する。東京都教育委員会から毎年配布される「人権教育プログラム（学校教育編）令和7年3月」を活用することで、教職員一人ひとりが人権尊重の理念を十分に理解するとともに、各学校が人権教育の目標を明確にして、学校として組織的・計画的に進めることができるよう指導・助言する。	

(4) 取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する(11事業)

〈基本的な考え方〉

配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供（3事業）

指 標		令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
DVに対する区民の認識（「大声で怒鳴る」行為をDVと認識している区民の割合） (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	計画		88.0%	91.0%	94.0%
	実績	85.1%	88.2%		

（1）成果と課題・分析

「女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供」について、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する情報や相談窓口を周知するため、啓発リーフレットやカード配布、区内掲示板へのポスター掲示等による情報提供に加え、パネル展示や女性を対象とした犯罪被害防止講座を開催するなど、区民への意識啓発を継続的に実施した。また、若年層に対する意識啓発を目的として、学生向けの啓発カードを作成し、区内の全中学校・高等学校へ配布したほか、区立中学校及び区内都立高等学校を対象にデートDV防止出前講座を開催するなど、意識啓発に取り組んだ。

指標「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「区調査」という。）における「『大声で怒鳴る』行為をDVと認識している区民の割合」の令和6年度の実績値は、令和3年度と比較して2.9ポイント上昇した。区調査では、「大声で怒鳴る」行為のような精神的暴力のみならず、身体的暴力や経済的暴力、性的暴力等についてもDVと認識している割合の上昇が確認され、区民のDVに関する理解が進むとともに、様々なDVの形態に対する認識が広がっていることが推察された。一方で、DV等の相談先について「相談できる機関・施設を知らなかった」と回答した区民の割合は40.7%に上り、相談窓口の周知に課題が残っている状況が明らかとなつた。

これらのことと踏まえ、今後もDVや性暴力等をはじめとした暴力に対する区民の認識向上に向けた意識啓発を継続するとともに、相談窓口のさらなる周知に向けた取組の検討が必要と考えられる。

（2）取組項目の方向性・改善策

DVや性暴力をはじめとする暴力を未然に防ぐため、パネル展示や講座の充実を図り、区民への意識啓発の促進を図る。また、学生時代から正しい知識を身につけることが重要であることから、学生向けの出前講座や啓発活動を継続的に実施する。さらに、潜在的な被害者が相談につながりやすい環境を整えるため、区立施設や医療機関等にDVの概要や相談窓口を記載した啓発カードやリーフレットを配布し、相談窓口の情報を周知する。

これらの取組を通じ、暴力防止に向けた意識啓発や情報提供を継続していく。

35	配偶者等暴力防止啓発活動の推進	男女共同参画担当
----	-----------------	----------

(1)事業の概要

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV 防止啓発カードの配布等による啓発活動を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
DV 防止啓発カード配布数	計画	25,000 枚	27,000 枚	27,000 枚	24,000 枚
	実績	27,000 枚	27,000 枚	24,000 枚	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

DV 防止啓発カードの配布や区内掲示板等へのポスターの掲示を通じて、配偶者等による暴力防止に関する啓発活動を行った。令和6年度は区内医療機関の配布施設数が減少したことに伴い、DV 防止啓発カードの配布枚数は減少したが、区立施設、区内医療機関、「母と子の保健パック」への封入など、様々な場を活用してカードを配布し、DV に関する相談窓口の周知を行った。また、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には、区役所1階ロビーでDV等に対する正しい理解を深めるためのパネル展示を実施した。展示では、地域団体の協力を得て、女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボンツリー」の飾り付けを行い、区民の意識啓発を図った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、DV 防止啓発カードの配布やパネル展示など、様々な機会を活用し、区民に対して配偶者等による暴力に関する正しい理解の促進を図っていく。また、潜在的な被害者が相談につながるよう、引き続き区立施設や医療機関等にDV 防止啓発カードを配布等し、相談窓口の周知を行う。	

36	若年層に対する暴力防止教育の推進	男女共同参画担当
----	------------------	----------

(1)事業の概要

交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①デートDV防止啓発カード 配布数	計画	①7,000枚 ②4回	①7,000枚 ②4回	①7,000枚 ②4回	①7,000枚 ②4回
	実績	①9,000枚 ②2回	①9,000枚 ②4回	①7,000枚 ②3回	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

デートDVの概要や相談窓口が記載された学生向けの啓発カードを作成し、区内の全中学校・高等学校や「二十歳のつどい」で配布し、学生への意識啓発を図った。また、交際相手等との関わり方やデートDVに関する基礎知識を学ぶデートDV防止出前講座の実施校の募集を行い、区立中学校2校と都立高等学校1校で講座を実施した。講座後に実施したアンケートでは、約8割の生徒が講座内容について「よく理解できた」と回答している。一方で、講座開催を希望する学校が固定化していることが課題として挙げられ、より多くの学校で講座が実施されるよう、周知方法等の工夫が必要である。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
配偶者暴力の根絶に向けて、学生時代から正しい知識を身につけるための教育や意識啓発が重要である。そのため、啓発カードの配布やデートDV防止出前講座を継続的に実施し、若年層に対する意識啓発を図っていく。また、デートDV防止出前講座については、令和6年度までは区立中学校及び区内都立高等学校を対象として講座開催案内を送付していたが、令和7年度から区内の私立中学校及び高等学校にも案内を送付することで、実施校の拡大に向けて取り組んでいく。	

37	女性のための犯罪被害防止講座	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1)事業の概要

女性をターゲットとした犯罪による被害を防ぐため、自らの心身を守るためにできること等を学ぶ講座を開催する。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
講座開催回数	計画 1回	1回	1回	2回
	実績 1回	1回	1回	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和6年度の講座は、講義と実践の2部構成で実施した。第1部では、DV やストーカーなど、主に女性が狙われやすい犯罪被害を防止するための知識や具体的な対処法について講義を行い、第2部では、体の脱力、正しい姿勢、リラックス方法を学び、危険な状況を回避するための護身術の基礎について、実践形式で学んだ。参加者は幅広い年代にわたり、20代から80代までが参加した。講座後に実施したアンケートでは、参加者の9割以上が「良かった」「講座の内容を今後に活かせそう」と回答している。講義と実践的な内容を組み合わせた形式が好評であったことを踏まえ、今後の講座企画の参考とする。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和6年度の講座は定員を上回る応募があったため、令和7年度は開催回数を2回とする。また、受講対象を女性に限定せず、誰でも「女性のための犯罪被害者防止」について学べる講座とするなど、アンケートで寄せられた意見も参考にしながら講座内容を工夫及び検討する。	

取組項目⑫ 配偶者暴力等に関する相談体制の充実（4事業）

指 標		令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
DV 被害者が公的機関に相談した割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	計画		30.0%	40.0%	50.0%
	実績	19.5%	20.7%		

※公的機関：公的機関（配偶者暴力相談支援センター、男女平等推進センター、福祉事務所、東京ウィメンズプラザなど）、警察、杉並区の電話相談（すぎなみ DV 専用ダイアル）の合計値

（1）成果と課題・分析

「配偶者暴力等に関する相談体制の充実」について、杉並区の DV に関する総合相談窓口であるすぎなみ DV 専用ダイアルでは、被害者の安全確保と自立支援に向けて、相談者の状況に応じて、関係機関と連携しながら適切な支援に繋げられるよう取り組んだ。また、女性相談、家庭相談においても、様々な困難を抱える相談者の意思を尊重し、関係機関と連携しながら個々の状況に応じた相談支援に取り組み、必要に応じて女性・母子の緊急一時保護を実施した。加えて、子どもと家庭の総合相談窓口である「ゆうライン」の電話相談では、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談、児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による支援を行った。その他、保健師の母子保健活動や虐待予防の取組、相談支援業務を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じるなど、各機関で相談を受ける中で、DV 被害者の早期発見に寄与し、相談者が置かれる状況や必要とする支援に応じて、関係機関と連携することで DV 被害者の支援を図った。

指標「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「区調査」という。）における「DV 被害者が公的機関に相談した割合」の令和6年度の実績値は 20.7% にとどまり、公的機関へ相談せずに、必要な支援を受けられない被害者の存在が懸念される。また、相談者が抱える悩みは多様化しており、被害により精神的な不調を訴えるケースや児童虐待が併存するケース等も見受けられる。被害を潜在化させないために、保健センターなども家庭支援センター等関係機関との連携をより一層強化し、DV 被害者の早期発見・早期支援に努める必要がある。

（2）取組項目の方向性・改善策

潜在化しやすい DV 被害者が相談につながる機会を増やすため、すぎなみ DV 専用ダイアルの受付時間の延長を行う。また、他区の相談状況等を踏まえ、被害者が相談しやすい環境整備について継続的に検討する。併せて、DV 被害者を含む様々な課題を抱える相談者に対し、有用な情報提供や助言が行えるよう、研修等の実施により相談対応力の向上を図る。さらに、保健センター、福祉事務所、子ども家庭支援センター等関係機関との密接な連携を通じて、DV 被害者の早期発見に努めるとともに、必要な支援を迅速かつ効果的に提供できる相談体制の整備に取り組む。

これらの取組を通じ、配偶者暴力などに関する相談体制をより一層充実させ、被害者が安心して支援を受けられる環境を目指していく。

38	DV 専用ダイアル	男女共同参画担当
----	-----------	----------

(1)事業の概要

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげる。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	計画	—	—	—	—
	実績	605 件	673 件	768 件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和6年度の「すぎなみ DV 専用ダイアル」への相談件数は、電話が 475 件、来所が 293 件の計 768 件であり、令和4年度以降増加傾向にある。相談内容は身体的 DV だけでなく、精神的 DV に関する相談など多岐にわたり、専門の相談員が本人の意思を尊重しながらそれぞれの悩みに寄り添い、助言や必要な支援につなぐ等の対応を行った。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査（令和5年度調査）」によると、男性の約5人に1人が DV 被害を経験しているという結果が出ている。一方で、杉並区においては令和6年度「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」で、男性が DV 被害を誰かに相談した割合は 8.2% であった。DV 被害が潜在化しないよう、相談体制の充実を図るとともに窓口の周知にも努めていく必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
潜在化しやすい DV 被害者が相談につながる機会を増やすため、DV 相談の受付時間を週1回3時間延長し、午後8時までとする。区立施設に DV 防止啓発カードを送付し、相談時間の延長についても周知を行う。さらに、DV 被害者の安全確保及び自立支援に向けて、様々な問題を抱える相談者に対して有用な情報を提供し、適切な支援につなげられるよう、相談員への研修の実施や関係機関との情報共有を行い、相談体制の充実を図っていく。	

39	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	保健サービス課
----	-------------------	---------

(1)事業の概要

母子保健事業や保健師地区活動における相談支援を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	計画	—	—	—	—
	実績	227件	171件	404件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

保健師の母子保健活動や虐待予防の取組、相談支援業務を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じた。また、必要に応じて関係機関と連携して支援を行った。保健師が行うあらゆる相談業務の中での対応で、主訴が別の内容であっても相談を進める過程で暴力の話が出てくることがある。保健師による相談支援によって、暴力問題などの早期発見・早期対応が可能となっていると思われることから、引き続き保健師の通常業務の中での取組が必要である。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応する。	

40	母子・女性・家庭相談	杉並福祉事務所
----	------------	---------

(1)事業の概要

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	計画	2,560件	2,560件	2,560件	2,560件
	実績	3,136件	2,831件	2,591件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和6年度において、関係機関との連携、情報共有を図りながら相談者の意思を尊重して相談にあたり、経済的、精神的な自立に向けた支援を行ってきた。母子・女性・家庭相談件数は、令和5年度と比較して減少したが、今後も相談窓口の周知を図るとともに、多様な関係機関との連携をさらに強化し、適切な対応を行っていく。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、様々な困難を抱える相談者の意思を尊重し、心身の状況等に応じた支援の充実を図っていく。複雑化・多様化した相談内容に対応するため、関係機関との連携を強化する。特に、民間団体における女性支援は、その独自性、柔軟性により、各団体の専門性を生かした支援を実施していることから、協働支援の拡充について検討する。そのほか、若年女性や中年層単身女性など、相談窓口につながりにくい層に対して、情報や相談支援につながるための支援策を検討し、早期発見・早期対応に努める。	

41	子どもと家庭の相談	子ども家庭支援課
----	-----------	----------

(1)事業の概要

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	計画	89,540件	81,590件	89,590件	121,590件
	実績	80,289件	84,406件	122,896件※	

※令和6年度の実績件数より、保健センターが支援している家庭の件数を含む。

(3)令和6年度の成果と課題・分析

子どもと家庭の総合窓口である「ゆうライン」の電話相談では、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談のほか、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性がある相談や、突然の来所相談など臨機応変に対応した。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「ゆうライン」の電話や面接による相談を通じ、保護者や子どもの不安・悩み等の解消・軽減を図るほか、児童虐待等に関する相談について、関係機関と連携しながら適切な支援につなげていく。	

取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化（4事業）

指 標		令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
DV被害を誰かに相談した被害者の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	計画		24.0%	27.0%	30.0%
	実績	21.4%	21.3%		

（1）成果と課題・分析

「配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化」について、配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、相談支援や一時保護施設等への入所支援を行い、被害者を適切な支援に結び付ける等の支援を行った。また、住民基本台帳事務等の支援措置の実施にあたっては、すぎなみDV専用ダイアルや福祉事務所等の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保に配慮した対応を行った。加えて、DVや性暴力等の被害者支援の着実な推進を図るため、「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を実施し、DV防止法改正に関する情報提供や支援状況の共有、課題整理を行い、区関係各課のほか、東京都児童相談所、警察等関係機関との連携の強化を図った。

指標「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」における「DV被害を誰かに相談した被害者の割合」の令和6年度の実績値は21.3%にとどまり、令和3年度と比較して0.1ポイント減少した。指標を男女別でみると、女性の相談した割合は27.9%であるのに対し、男性は8.2%にとどまり、男性からの相談が少ない状況が見られた。様々な困難を抱えるDV被害者の存在が顕在化していることから、相談者の立場を理解した上で支援を提供できるよう、関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

（2）取組項目の方向性・改善策

DV等被害者の安全確保および自立支援のためには、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うことが重要である。そのためには、関係機関がそれぞれの役割と機能を十分に果たすとともに、より一層連携を強化することが求められる。令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、様々な困難を抱える相談者の意思を尊重し、心身の状況等に応じた支援の充実を図っていく必要があることから、民間団体との協働支援の拡充についても検討する。また、DV等被害者が必要な支援を受けられるよう、住民基本台帳事務やその他の支援措置の実施にあたっては、被害者が安全かつ円滑に手続きを進められるよう配慮しながら、適切な対応を図る。加えて、被害者一人ひとりが置かれている状況に応じた適切な支援を行うため、「女性に対する暴力」問題対策連絡会議等を通じて必要な情報共有や課題検討を行い、関係機関との連携強化を図る。

これらの取組を継続することで、DV等の被害者支援体制の強化に向けて取り組んでいく。

42	配偶者暴力相談支援センターの運営	男女共同参画担当 杉並福祉事務所
----	------------------	---------------------

(1)事業の概要

配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、DV 被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援につなげる。配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていく。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議開催回数	計画	3回	2回	2回
	実績	1回	1回	2回

(3)令和6年度の成果と課題・分析

相談者の抱える悩みに応じて、情報提供や助言を行うとともに、警察等の支援関係機関と連携しながら、被害者の安全確保及び自立に向けた支援を行うことにより、配偶者暴力相談支援センターの適切な運営に努めた。DV 被害の潜在化を防ぎ、適切な支援につなげるため、配偶者暴力支援センター担当課である男女共同参画担当と福祉事務所の各担当者間で被害者支援における情報共有や課題検討のため、担当者連絡会議を行った。

相談者が抱える悩みが多様化していることを踏まえ、DV 被害者が抱える課題に円滑かつ適切に対応できるよう、引き続き担当者連携会議等の実施を通じて、男女共同参画担当と福祉事務所間で密接に情報共有を図る必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
DV 被害に遭われた相談者は、多様な背景や状況を抱えており、それぞれの事情に配慮した対応が求められる。相談者一人ひとりの状況に応じて適切な支援を提供できるよう、担当者間での情報共有を行い、課題を検討する機会を定期的に設けることで、配偶者暴力相談支援センターの機能強化を図っていく。	

また、DV 被害者の支援にあたっては、警察をはじめとする関係機関と連携しながら、DV 被害者及びその関係者の安全確保に努めるとともに自立支援を行う。

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 ①住民基本台帳事務における支援措置	区民課
----	--	-----

(1) 事業の概要

DV 及びストーカー行為等の被害者の現在住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援措置申出件数 (新規・継続)	計画	—	—	—	—
	実績	975 件	1,054 件	1,138 件	

(3) 令和6年度の成果と課題・分析

DV 等被害者の現住所地が相手方に伝わらないよう、申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。支援措置申出件数は年々増加しており、制度についての認知度が上がっていることがうかがえる。

(4) 令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き DV 等被害者の住民基本台帳の支援措置制度の周知をするとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限を行うことにより、被害者支援を実施する。	

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 ②国民健康保険における支援措置	国保年金課
----	--	-------

(1)事業の概要

住民基本台帳事務における支援措置制度があってもなお、住民登録を変更することができない場合、または支援措置制度を利用している場合であっても加入中の医療保険被保険者証を使用すると居所判明の恐れがあり、医療機関等の受診ができない場合、現在住所地等の確認ができれば、国民健康保険に加入できる取り扱いを行う。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
DV を理由とした国民健康保険の特例加入の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	7件	8件	6件

(3)令和6年度の成果と課題・分析

相談者の様々な事情をよく聞きとり、他の選択肢がないか検討した上で、必要な支援を行うことができた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
引き続き、支援を要する相談者へ寄り添い、必要な支援を行う。	なお、令和5年に厚生労働省から発出された通知に基づき、配偶者等からの暴力を受けている被害者本人の申出により被用者保険等の被扶養者から外れることが可能となったため、令和7年度から被用者保険等他の医療保険と二重加入となっている場合は、被用者保険等他の医療保険を脱退した後に国民健康保険に加入するように運用を変更した。

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 ③保育園入園における支援措置	保育課
----	---	-----

(1)事業の概要

入園申込みに関しては、区に住民登録がなくても、被害者からの申立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応する。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応する。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育園入園における支援措置の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(3)令和6年度の成果と課題・分析

関係機関と連携しながら、住民登録の有無のみでなく居住の実態に着目し、保育所入所に必要な認定事務を実施した。また、住民票等の提出困難な書類は求めず、代替書類での対応や丁寧な聞き取りにより状況の把握に努めるなど、被害者の事情に沿った入園相談・申込受付に取り組み、保育所への早期入所に向けた支援を適切に行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
DV 被害者等が保育所への入所を希望する場合、引き続き関係機関と連携しながら丁寧な入園相談・申込受付を行い、保育所の早期入所に向けた支援を行う。	

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 ④就学事務・就学援助における支援措置	学務課
----	---	-----

(1)事業の概要

被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないよう、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な対応を図る。また、区に住民登録がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認した上で、ひとり親世帯に準じた対応を進める。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就学事務・就学援助における支援措置の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(3)令和6年度の成果と課題・分析

DV 被害者の子どもの区立学校への入学、転校等に伴う学齢簿等の取扱いについて、通常の取扱いによらず、転入元、転出先の教育委員会事務局と連携し、適切な対応を図った。令和6年度は、DV 避難の申出等を受けて、14件に対応した。

また、就学援助の認定においては、ひとり親世帯に準ずることにより、不利益となることがないように適切な対応を行うものとし、令和6年度に、杉並区に住民登録がないが区立及び国公立小中学校に通い、就学援助申請書等にDV 避難と記載のある申請について、審査の結果、認定した件数は7件だった。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
DV 被害者の子どもの安全確保、適切な就学に向けて、引き続き、子ども家庭支援センター、児童相談所、各区市町村の教育委員会と連携を図り、DV 被害者等についての情報共有を行い、加害者からの追及の危険が及ばないよう対応するほか、DV 被害者等の不利益とならないよう、就学事務や就学援助における支援措置を実施していくこととする。	

44	母子生活支援施設への入所等支援	杉並福祉事務所
----	-----------------	---------

(1)事業の概要

DV 被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援する。また、DV 被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護を行う。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入所世帯数	計画 30 世帯	30 世帯	35 世帯	35 世帯
	実績 31 世帯	34 世帯	28 世帯	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

施設の協力を得ながら児童の安定した養育環境を確保し、母子世帯の自立を目標として入所者とともに自立支援計画を立て支援を行った。DV 被害、養育等の様々な困難を抱える母子世帯に対し、入所前から退所後まで、心身の健康の回復や自立のための継続的な相談援助を行った。

緊急一時保護件数は、近年横ばいで推移しており、DV 等の暴力被害を受けた母子世帯等のほか、住まいを失った母子世帯等の一時保護も行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
困難な問題を抱える母子世帯にとって、母子生活支援施設への入所支援はセーフティネットとして重要な役割を果たしている。母子世帯の安全確保及び自立促進のために、今後も事業を継続する。令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、相談者及び入所者の意思を尊重した支援のため関係機関及び入所先施設との連携を強化していく。	

45	各種関係機関・庁内関係各課との連携	男女共同参画担当
----	-------------------	----------

(1)事業の概要

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

(2)計画と実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「女性に対する暴力」問題対策連絡会議開催回数	計画 2回	2回	2回	2回
	実績 2回	1回	2回	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

DVや性暴力等の被害者への支援体制の強化及び区の支援関係者間の連携強化に向けて、「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を年2回実施した。令和6年度は子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センター等の庁内関係各課のほか、区内警察署の委員が出席し、各機関におけるDV、性暴力等に関する若年層からの相談対応状況等について情報共有を行い、課題検討を行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
複合的な課題を抱える被害者へ対応できるよう、引き続き「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に開催する。会議において、DVや性暴力等の被害者の抱える課題を把握するとともに、各機関における支援状況の共有及び意見交換を行うことで、DV等の被害者支援に関わる関係機関との連携強化を図る。	

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する(7事業)

〈基本的な考え方〉

妊娠・出産等の女性特有の健康問題の存在や、ひとり親家庭の多くが母子家庭である実態を踏まえ、女性活躍を推進する観点から、女性の健康と生活の困難を支援する取組を推進します。

取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実(2事業)

指 標		令和2年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
ひとり親家庭の相談件数 (担当課調査)	計画		5,000 件	5,000 件	5,000 件
	実績	5,330 件	4,017 件		

(1) 成果と課題・分析

相談内容は就労や住宅、母子生活支援施設への入所、家庭紛争など多岐に渡った。令和2年度と比較して、相談件数は減少している一方、令和6年10月から開始した、オンラインで簡単な質問に答えることで、ひとり親家庭が利用できる手続きやサービスを調べることができる「ひとり親家庭手続きガイド」のアクセス数は1,256件あることから、ひとり親家庭支援のニーズは高いものと捉えている。

(2) 取組項目の方向性・改善策

引き続き、オンラインによる「ひとり親家庭手続きガイド」の活用など、簡単にひとり親家庭支援サービス等の確認等ができる取組を実施していく。また、母子・父子自立支援員等は、ひとり親家庭支援に関する研修を積極的に受講し、相談支援体制の強化を図り、就労支援や生活支援、子育て支援などの相談者のニーズに沿ったきめ細やかな支援に繋げていく。

46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子ども家庭部管理課
----	------------------	-----------

(1)事業の概要

親の就労、就職活動または就学等で日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支える。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数	計画	40世帯	30世帯	30世帯	30世帯
	実績	18世帯	23世帯	27世帯	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

ひとり親家庭相談において、相談者がおかれている状況を丁寧に聞き取り、事業が利用可能であれば積極的に利用を促した。対象要件等を理由に事業が利用できない方に対しては、他のサービス等で代替できないか確認し案内するなど、丁寧に支援した。また、ひとり親に係る手当の資格更新の際に、事業の案内を同封するなど、周知を図った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、事業の周知に努めるとともに、相談者に対しては、積極的に利用を促し、ひとり親家庭の生活の安定を図っていく。	

47	ひとり親家庭相談	子ども家庭部管理課 杉並福祉事務所
----	----------	----------------------

(1)事業の概要

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
母子・父子自立支援員の相談件数	計画	5,000 件	4,700 件	5,000 件	5,000 件
	実績	4,068 件	5,479 件	4,017 件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

相談を受けた際は、相談内容に応じて関係機関と連携し丁寧に支援を行った。また、令和6年10月から、オンラインで簡単な質問に答えることで、ひとり親家庭が利用できる手続きやサービスを調べることできる「ひとり親家庭手続きガイド」を開始した。そのほか、オンラインでひとり親家庭に関する相談予約を受け付けるなど、ひとり親家庭の利便性の向上に努めた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「ひとり親家庭手続きガイド」とオンラインによる相談予約の活用を図るため、それらを掲載している区ホームページでの表示方法をわかりやすく改善するほか、引き続き、ひとり親家庭等の相談者に寄り添った適切な助言や情報提供に努めていく。加えて、母子・父子自立支援員等は、各種の研修を積極的に受講して専門性の向上に努め、相談支援体制の強化を図る。	

取組項目⑯ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり（4事業）

指 標		令和元年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
杉並区女性の65歳健康寿命 (東京保健所長会方式)	計画		87.3歳	87.8歳	88.2歳
	実績	86.7歳	86.7歳		

（1）成果と課題・分析

国の「健康日本21（第三次）」及び「東京都健康推進プラン21（第三次）」の改定を踏まえ、ライフスタイルアプローチ（子ども・成人期・高齢者・女性）や社会環境の質の向上などの健康づくりの視点を取り入れ、「杉並区健康医療計画」を作成した。

（2）取組項目の方向性・改善策

「杉並区健康医療計画」に基づき、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性の高い取組を推進するとともに、社会環境の質の向上を図り、病気になる前段階からの予防的な取組やICTを活用した利便性の高い取組などを講じていく必要がある。特に成人期と女性の健康づくり活動をより一層支援していくために、総合的な健康アプリの導入により、主体的な健康づくり活動を推進していく。また、女性のライフステージに応じた健康課題をサポートするため、無料で相談できるLINEアプリを活用した健康相談窓口を実施していく。

48	心の健康づくりの推進	保健予防課 保健サービス課
----	------------	------------------

(1)事業の概要

近年、心の病気になる人が急増している状況に加え、感染症の蔓延等により生活様式や就労環境が大きく変化したことにより、ストレスを抱え、心に変調をきたす人達の増加が予測されるため、心の健康に関する講演会や保健センターで心の健康相談を実施する。また、うつ病対策としての出産前後の心の相談やうつ病患者の家族支援のほか、自殺予防対策の取組を進める。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①心の健康づくりに関する講演会開催回数・参加者数	計画	①6回・－ ②4回・150人以上	①6回・－ ②4回・150人以上	①6回・－ ②4回・150人以上	①6回・－ ②4回・150人以上
	実績	①6回・104人 ②7回・254人	①6回・125人 ②7回・126人	①6回・120人 ②7回・230人	

※「ゲートキーパー」…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のこと。

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和6年度は新たにゲートキーパーを230人養成し、目標を達成した。社会情勢の変化に伴い、ストレスを抱える方を早期発見し早期対応するために、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりとして、精神科医等による精神保健相談や講演会を行い、心の病気を防止する取組を推進した。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
社会全体のつながりが希薄化する中で、区民の心の健康保持に係る啓発活動を推進する。加えて、ストレスを抱える傾向の高い若年層や女性等に向けた支援の充実を図っていく。	

49	特定不妊治療費の助成	健康推進課
----	------------	-------

(1)事業の概要

高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	計画	750 件	1,141 件	810 件	500 件
	実績	1,208 件	415 件	365 件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

令和4年4月から体外受精などの基本治療が全て保険適用となり、令和6年度をもって特定不妊治療費助成事業は、終了したことから助成件数は減少傾向であるが、医療保険の適用外である先進医療に係る治療費は、依然として経済的負担が大きいことから、特定不妊治療費（先進医療）助成事業は継続する必要があると考えている。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
医療保険の適用外である先進医療に係る治療費は、依然として経済的負担が大きいことから、特定不妊治療費（先進医療）助成事業は継続する必要があると考えている。なお、令和7年6月より区民の利便性向上を図り、申請数を増やすため、オンライン申請による受付を開始する。	

50	不妊相談	健康推進課
----	------	-------

(1)事業の概要

妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	計画	—	—	—	100 件
	実績	93 件	62 件	66 件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

不妊相談がいつでも気軽にできるよう LINE アプリを使って実施し、延べ 66 件の相談につながった。オンラインによる基礎講座を実施し、不妊に関する正しい知識が得られる環境を整えた。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
不妊治療に関するオンライン相談を実施してきたが、令和7年度より、これに加え、排卵障害（月経不順）や PMS（月経前症候群）、更年期障害、骨粗しょう症などの様々な相談に応じていく。また、相談がしづらいとされている予期せぬ妊娠や生理が来ない不安などの悩みにも対応していく。さらに、これまで無料相談回数の上限を3回としていたが、質問事項が多岐にわたる事やより丁寧に対応していくために、回数を無制限とし、何度でも無料で相談できることとする。	

51	子宮頸がん・乳がん検診	健康推進課
----	-------------	-------

(1)事業の概要

女性特有のがんによる死亡率を下げる目的に、がんの死亡率減少効果が科学的に証明されている、国の指針に基づく子宮頸がん及び乳がん検診を隔年実施（2年に1回）する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①子宮頸がん検診受診件数	計画	①15,400件 ②14,200件	①15,400件 ②14,200件	①17,800件 ②14,200件	①17,800件 ②14,200件
	実績	①13,151件 ②11,915件	①14,316件 ②12,472件	①16,520件 ②12,397件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

子宮頸がん検診について、令和6年度から新たに前年度の受診者を除く20歳代の女性を対象に、受診勧奨を開始した。この取組により、令和5年度と比較し、子宮頸がん検診の受診者が2,204人増加した。また、乳がん検診は、通常の検診に加え平日の受診が難しい方などを対象に、杉並保健所において（公財）東京都予防医学協会の検診車を活用した検診を土曜日に3回（令和5年度から1回増）実施し、143人が受診した。今後も受診勧奨を工夫し、受診者の増加を図っていく必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き20歳代の女性への子宮頸がん検診の受診勧奨を実施するとともに、区広報、区ホームページへの掲載のほか、検診実施機関へのポスター掲示や区立施設でのリーフレットの配布に加え、SNSを活用した啓発を行う。さらに、検診実施医療機関との連携を強化し、検診未受診の方には受診券シール申込ハガキが付いたがん検診案内チラシを手渡すなど、未受診者への勧奨を強化し受診者の増加を図る。今後も更に多くの女性に受診していただけるよう、一層の受診勧奨の強化について検討していく。	

取組項目⑯ 女性の生活に関する相談体制の充実（1事業）

指標	令和2年度	令和6年度	令和9年度	令和12年度
男女平等推進センター一般相談件数 (担当課調査)	計画	900 件	950 件	970 件
	実績	822 件	710 件	

（1）成果と課題・分析

男女平等推進センターにおいて、「一般相談」、「女性のための法律相談」及び「性的マイノリティ専門相談（令和5年度から）」窓口を設置し、相談者が抱える多様な悩みについて相談を受け付けた。「一般相談」では、家族や人間関係、生き方などの悩みについて相談を受け、令和4年度から令和6年度の3年間において延べ2,125件の相談があった。また、女性からの離婚、養育費、財産分与など、法的な助言が必要な相談については、女性弁護士の面接相談による「女性のための法律相談」を案内し、延べ268件の相談を受け付けた。さらに、令和5年度からは、性的少数者の当事者やその家族が抱える悩みに対応するため、専門の相談員による月1回の「性的マイノリティ専門相談」を開始し、令和6年度末までに延べ15件の相談を受け付けた。

相談内容は、家族や人間関係の問題、性自認に関する悩み、職場でのハラスメントなど多岐にわたっている。そのため、相談員の対応力向上など、さらなる相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の認知度向上に向けた取組が必要である。

（2）取組項目の方向性・改善策

区民がより相談しやすい体制を整えるため、令和7年度から「一般相談」の受付時間を週1回3時間延長し、午後8時までとすることで相談体制の拡充を図る。また、相談者の抱える多様な悩みに対し適切に対応できるよう、研修の実施などにより相談員の対応力向上を図る。さらに、相談窓口の認知度を向上させるため、区立施設へのリーフレット配布をはじめとする広報を継続的に行い、相談窓口の周知を図る。

これらの取組を通じ、多様な悩みや課題を抱える方々に対し、有用な情報提供や助言を行い、誰もが気軽に利用できる相談窓口を目指して継続的に取り組む。

52	男女平等推進センター相談事業	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1)事業の概要

家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について、専門の女性相談員が相談を受け、ともに考える一般相談を実施する。また、離婚、養育問題等について女性弁護士による法律相談を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数 (一般相談・法律相談・性的マイノリティ専門相談)	計画	900 件	900 件	900 件	900 件
	実績	一般：751 件 法律： 72 件 合計：823 件	一般：664 件 法律： 95 件 性的マイノリティ： 9 件 合計：768 件	一般：710 件 法律：101 件 性的マイノリティ： 6 件 合計：817 件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

男女平等推進センターでは、家族や人間関係、生き方などの悩みに対応する「一般相談」、女性弁護士が離婚や養育費等の問題に関する相談を受ける「女性のための法律相談」、及び「性的マイノリティ専門相談」を実施した。これらの相談事業を通じて、相談者が抱える様々な悩みに寄り添いながら情報提供を行った。

一方で、令和6年度の「性的マイノリティ専門相談」の利用件数は6件にとどまり、相談事業の周知の工夫について検討する必要がある。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和7年度から一般相談の受付時間を週1回3時間延長し、午後8時までとする。これにより、就労されている方をはじめ、区民がより相談しやすい体制を整える。また、令和7年度は男女平等推進センターの相談事業に関するリーフレットを改訂する。その際、年齢や性別に関わらず幅広い相談を受け付けていることを記載するなど、内容の工夫を行い、相談窓口のより一層の周知に努める。	

(6) 計画の推進に向けて(5事業)

〈基本的な考え方〉

区は、区内事業所の模範となるよう、「特定事業主行動計画の推進」をはじめとする、役所における男女共同参画の取組を推進します。

1	特定事業主行動計画の推進	人事課
---	--------------	-----

(1) 事業の概要

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げた取組を推進し、目標及び指標の達成を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①男性職員の出産支援休暇取得率	計画	①100.0%	①100.0%	①100.0%	①100.0%
		②100.0%	②100.0%	②100.0%	②100.0%
		③30.0%	③30.0%	③30.0%	③30.0%
②男性職員の育児参加休暇取得率	実績	①78.1%	①82.1%	①65.1%	/
		②78.1%	②67.9%	②66.7%	
③男性職員の育児休業取得率		③56.3%	③81.8%	③63.5%	

(3) 令和6年度の成果と課題・分析

- ①男性職員の出産支援休暇取得率は、令和4年度の78.1%から令和6年度の65.1%と減少（計画取得率は未達成）
②男性職員の育児参加休暇取得率は、令和4年度の78.1%から令和6年度の66.7%と減少（計画取得率は未達成）
③男性職員の育児休業取得率は、令和4年度の56.3%から令和6年度の63.5%と微増（計画取得率は達成）となっている。

今後も安定的に高い取得率を維持していくためにも、取得率向上に向けた取組を継続・拡充する必要があると考えている。

(4) 令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年）」の成立を機に、杉並区では平成28年4月に「杉並区職員子育て支援・女子活躍推進行動計画」、令和3年4月に「杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定した。	

現在の計画では、男性職員の配偶者支援と子育てへの参加促進対策として、次の（1）から（3）などの対策を講じており、今後もこれらの対策を積極的に行い、更なる取得率実績の向上に努める。

- （1）男性職員が出産や育児に係る休暇や休業を取得することに対する組織全体の意識変革を行う。
- （2）男性職員に対して、出産や育児に係る休暇や休業を取得するよう積極的に働きかける。
- （3）長期間、出産や育児に係る休暇や休業を取得する場合には、代替職員を配置する等、職場の負担軽減に努める。

2	在宅勤務型テレワークの推進	人事課
---	---------------	-----

(1)事業の概要

令和3年（2021年）3月からの試行実施結果を踏まえ、同年12月より「在宅勤務型テレワーク」を本格実施し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進等を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
在宅勤務型テレワークの活用	計画	実施	実施	実施	実施
	実績	1,596件	2,463件	2,759件	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

現在の区のテレワークについては、専用端末及び職員私有のパソコンから、一日あたり300人を上限に実施できる体制が整備されているが、令和6年度については、本格実施以降で最多の利用があった。さらに、職員の多様な働き方を後押しするため、これまで会計年度任用職員は種別一般のみテレワークの対象としていたが、人材確保や職務内容等の観点から、会計年度任用職員（専門職）のうち事務区分「DX推進担当」を追加する拡大を行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和7年10月の府内ネットワーク等の情報インフラの再構築に合わせて、職員が常時使用するパソコンからテレワークが可能となることから、ライフスタイルに応じたより柔軟な働き方が選択できるよう、他区におけるテレワークの取扱いや、令和7年度に実施するエンゲージメント向上の取組等を踏まえながら、新たな運用ルールを策定する。	

3	ハラスメント防止体制の推進	人事課
---	---------------	-----

(1)事業の概要

各課・各事務所に各種ハラスメントの相談員及び防止担当者を設置するとともに、研修等を通してハラスメントに関する正しい理解促進を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①ハラスメント防止に関する研修開催回数	計画	①2回 ②1,075人	①2回 ②1,000人	①2回 ②1,000人	①2回 ②300人
	実績	①2回 ②927人	①2回 ②997人	①2回 ②179人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

どのような行為がハラスメント行為に該当するか学ぶ機会とともに、部下への適切な指導方法等を習得するための研修を実施した。ハラスメントに対する理解を深め、ハラスメント防止を組織的で恒常的な取組にするため、継続して研修を行っていく。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
管理監督者や相談員のハラスメントに対する理解が深まるように、最新事例などを含めた研修内容として、次年度以降も研修を行っていく。	

4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	人事課
	①職員研修の実施	

(1)事業の概要

男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員研修参加人数 (新任研修等)	計画	160人	200人	180人	287人
	実績	235人	256人	476人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

男女共同参画や人権に関する必要な知識の習得を図るため、様々な人権問題の一つとして実施した。令和6年度は通常の4・5月の新任研修（会計年度任用職員研修含む）に加え、8月の新任研修において、性の多様性についても講義を実施したことから、受講人数が延べ476人と大幅に増えている。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
地域や職場の課題を男女共同参画と人権尊重の視点で捉え、行動できる職員の育成を目指し、次年度以降も新任研修等で知識の習得を図っていく。今後は、受講人数・計画改定等によっては内容・時間を見直すことも検討していく。	

4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	男女共同参画担当
	②男女共同参画ニュースの発行	

(1)事業の概要

「男女共同参画ニュース」を定期的に発行し、職員の意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った施策・事業の企画・立案・実施につなげる。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員用情報誌 「男女共同参画ニュース」 発行回数	計画	2回	2回	2回	3回
	実績	1回	1回	2回	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

区の施策が男女共同参画の視点を踏まえて実行されるよう、杉並区職員用男女共同参画情報誌「男女共同参画ニュース」を発行した。令和6年度は、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、令和7年1月から設置した「ジェンダー平等に関する審議会」の審議経過等を掲載し、職員への意識啓発を行った。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
ジェンダー平等に関する取組は、区役所全体に関わる重要な課題であり、職員一人ひとりがその意義を理解し、意識を向上させることが不可欠である。そのため、令和7年度は「男女共同参画ニュース」を3回発行し、主に「ジェンダー平等に関する審議会」における議論やその内容を紹介する。今後も「男女共同参画ニュース」の発行を通じた職員への意識啓発を継続していく。	

5	性的少数者に対する理解の促進	総務課 男女共同参画担当
---	----------------	-----------------

(1)事業の概要

研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①職員専門研修参加人数	計画	①80人 ②547人	①80人 ②627人	①80人 ②707人	①80人 ②787人
	実績	①76人 ②418人	①64人 ②482人	①62人 ②544人	

(3)令和6年度の成果と課題・分析

性的少数者への正しい認識と理解を促進するため、職員研修「多様な性ってなんだろう？～すべての人にとって安心・安全な地域づくり～」を開催し、62人の職員が受講した。研修では、性的少数者の当事者を講師として招き、基礎的な知識やライフヒストリー、各職場における具体的な取組例等についての講演を行った。研修後に実施したアンケートでは、「具体的な対応方法や職員としての姿勢について学べた」、「これまでの自身の対応を振り返り反省するきっかけになった」といった感想が寄せられた。一方で、「自身の職場で性的マイノリティの理解が進んでいると思うか」という設問に対して、回答者の半数以上が「どちらかといえば進んでいないと思う」又は「進んでいないと思う」と回答している。各職場における理解促進に向け、継続的な取組が必要である。

(4)令和7年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
職員の性的少数者への正しい認識と理解を促進するため、性的少数者の当事者等を講師に招いた研修を継続して実施する。	

6 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

男女共同参画推進区民懇談会（令和7年12月19日開催）でいただいた主なご意見とそれに対する区の考え方を掲載しています。

総論

主な意見	区の考え方

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

主な意見	区の考え方

取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

主な意見	区の考え方

取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

主な意見	区の考え方

取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

主な意見	区の考え方

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

主な意見	区の考え方

7 參考資料

(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計（令和6年度実績）

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
5① ファミリー・サポート・センター会員数	1,050人	99人	951人
5② 訪問育児サポーター利用人数	78人	4人	74人

取組項目⑤ 就労支援の充実

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
20 高等職業訓練促進給付金等支給者数	9人	0人	9人

取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進

事業番号・評価指標	R6 実績	男性	女性
21 管理職の職員数（管理職に占める女性職員の割合）※	128人	98人	30人
21 係長職の職員数（係長級に占める女性職員の割合）※	903人	476人	427人

※暫定再任用職員（フルタイム）、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を含む。

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進

事業番号・評価指標	R6 実績	男性	女性
23 審議会等の委員数（審議会等における女性委員の登用割合）	2,045人	1,277人	768人
24 すぎなみちよこっトーク参加者数 (無作為抽出により参加者を募集する区民意見交換会のほか、ワークショップ等に参加した女性の比率)	17人	8人	9人

取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
26 防災会議の委員数（防災会議における女性委員の登用割合）※1	33人	26人	7人
27 防災講座参加者数（女性向けの防災講座の開催回数）※2	120人	19人	91人

※1 総委員数には、性別非公表1人を含む。

※2 防災講座参加者数の令和6年度実績には、性別不明10人を含む。

取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
29 情報・資料コーナー利用者数	2,403人	725人	1,678人

取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
34 教職員に対する人権教育研修	339人	165人	174人

取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
38 相談件数（DV 専用ダイアル）	768件	56件	711件

※相談件数の令和6年度実績には、性別不明1件を含む。

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
46 ひとり親家庭等ホームヘルプサービス利用世帯数	27 世帯	2 世帯	25 世帯
47 母子・父子自立支援員の相談件数	4,017 件	100 件	3,917 件

取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
50 不妊相談件数	66 件	4 件	62 件

取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
52 男女平等推進センター相談件数（一般相談）	710 件	20 件	690 件

計画の推進に向けて

事業番号・指標	R6 実績	男性	女性
3 ハラスメント防止に関する研修参加人数	179 人	118 人	61 人
4 ① 職員研修参加人数（新任研修等）	476 人	168 人	308 人

(2) 杉並区における意思決定過程への女性参画状況

1 議会

(令和7年4月1日現在)

	総議員数※	女性議員数	女性議員の割合
区議会議員	48	24	50.0%

※総議員数には、性別非公表1人を含む。

2 審議会等※

(令和7年4月1日現在)

	委員会数	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
附属機関	47	742	293	39.5%
懇談会等	43	1,398	557	39.8%
合計	90	2140	850	39.7%

※令和6年度実績（事業No.23）は、令和6年4月1日時点を基準日としているため、上記数値とは異なる。

3 職員（特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む）※

（）内は暫定再任用職員（フルタイム）、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を除いた内数。（令和7年4月1日現在）

		事務系	福祉系	技術系	技能系	合計
管理職	全体	108 (79)	3 (3)	31 (29)	0 (0)	142 (111)
	女性	29 (17)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	39 (27)
	女性の割合	26.9% (21.5%)	0% (0%)	32.3% (34.5%)	0% (0%)	27.5% (24.3%)
係長職	全体	489 (425)	201 (180)	156 (146)	52 (47)	898 (798)
	女性	205 (180)	153 (136)	75 (72)	6 (6)	439 (394)
	女性の割合	41.9% (42.4%)	76.1% (75.6%)	48.1% (49.3%)	11.5% (12.8%)	48.9% (49.4%)
一般職	全体	1,248 (1,164)	877 (872)	315 (311)	198 (172)	2,638 (2,519)
	女性	695 (627)	763 (758)	181 (180)	32 (22)	1,671 (1,587)
	女性の割合	55.7% (53.9%)	87.0% (86.9%)	57.5% (57.9%)	16.2% (12.8%)	63.3% (63.0%)
合計	全体	1,845 (1,668)	1,081 (1,055)	502 (486)	250 (219)	3,678 (3,428)
	女性	929 (824)	916 (894)	266 (262)	38 (28)	2,149 (2,008)
	女性の割合	50.4% (49.4%)	84.7% (84.7%)	53.0% (53.9%)	15.2% (12.8%)	58.4% (58.6%)

※令和6年度実績（事業No.21）は、令和6年4月1日時点を基準日としているため、上記数値とは異なる。

杉並区男女共同参画行動計画
～誰もが共に認め支えあい
いきいきと輝ける 杉並のまち～
— 令和4年度～令和12年度 —

登録印刷物番号

—

進捗状況調査報告書（令和6年度実績）

令和8年 月発行

杉並区区民生活部管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03) 3312-2111 (代表)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>